

8大疾病をしっかり保障

プレミアエイト

医療大臣



▶ 特に重要な事項のお知らせ
(注意喚起情報)

▶ ご契約のしおり
定款・約款

医療保険 (16)

終身医療保険 (16) [払戻金なし型]



HELLO KITTY ©1976, 2016 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. G572878

Web約款閲覧コード

0211701

- ▶ 約款の全文は当社ホームページから閲覧が可能です。(http://www.fukoku-life.co.jp)
上記のWeb約款閲覧コードをホームページで入力することにより、約款を閲覧いただけます。
詳しくは、「Web約款について」(119ページ)をご覧ください。
- ▶ ホームページを閲覧する機器をお持ちでないなど、約款の全文を印刷した冊子の交付を希望される場合には、担当者までお申し出ください。

すてきな未来応援します

フコク生命

本冊子の構成

特に重要な事項のお知らせ (注意喚起情報)

ご契約の申込みに際して特にご注意ください
きたい重要な事項を記載したものです。

巻頭

ご契約のしおり

約款で定められた保険契約上のとりきめの
重要部分や保険契約の取扱いに関する大切
な事項（保障内容、給付金をお支払いでき
ない場合、諸手続など）についてわかりや
すく記載したものです。

1 ページ ～

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則な
どを定めたものです。

81 ページ ～

約款の抜粋

約款とは、ご契約の加入から消滅までの保
険契約上のとりきめを定めたものです。こ
の冊子では、給付金の支払いに関わる主な
別表などを抜粋して記載しています。

※約款の全文は、当社ホームページから閲覧す
ることができます。詳しくは、「Web約款に
ついて」(119ページ) をご覧ください。

87 ページ ～

特に重要な事項のお知らせ (注意喚起情報)

必ずお読みください

- ◆この「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」は、ご契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずお客さまご自身がお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。また、各項目について内容をご確認・ご了解いただきましたら、保険契約申込書の該当箇所に必ず押印してくださいますようお願いいたします。
- ◆本文中赤字で表記している部分は、給付金をお支払いできない場合  **参照** [5] ページ・7など、お客さまにとって不利益となる可能性がある事項ですので、十分ご確認ください。
- ◆特に、現在のご契約を解約・減額して新たな保険契約に加入することを検討されている場合  **参照** [4] ページ・5は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますのでご注意ください。

※この「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおりー定款・約款」に記載しております。また、商品の具体的な契約内容や契約条件などについては「保険設計書(契約概要)」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

1

詳細は
ご契約のしおり
10~11
ページへ

告知について

《健康状態、職業などについてありのままを告知してください》

- 契約者・被保険者には、健康状態、職業などについて告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、告知書で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
医師扱の場合には、当社の指定した医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合も同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

- 告知書に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。生命保険募集人(募集代理店を含みます。)には告知を受ける権限(告知受領権)がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。

《傷病歴などがある場合でも、ご契約をお引き受けすることがあります》

- 傷病歴などがある場合でも、その内容によってはご契約をお引き受けすることがあります。(お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。)

《告知の内容が事実と相違していた場合には、ご契約を解除することがあります》

- 告知していただくことからは、告知書に記載してあります。これらの告知書の記載事項について、故意または重大な過失によって、**事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合**、責任開始日(復活の場合は復活の際の責任開始日)から2年以内であれば、**当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります**。

- ・責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ・ご契約または特約を解除した場合には、給付金の支払事由や保険料の払込免除事由が発生していても、これらの支払いおよび払込免除はできません。

- 前記の場合以外にも、**告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの年数にかかわらず、「詐欺による取消し」を理由として給付金をお支払いできないことがあります**。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

《後日、契約内容などの確認をさせていただくことがあります》

- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込み後または給付金のご請求および保険料の払込免除のご請求の際、ご契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。また、当社は、被保険者を診療した医師に病状などの確認を行うことがあります。

2

詳細は
ご契約のしおり15
ページへ

保障の開始時期(責任開始期)について

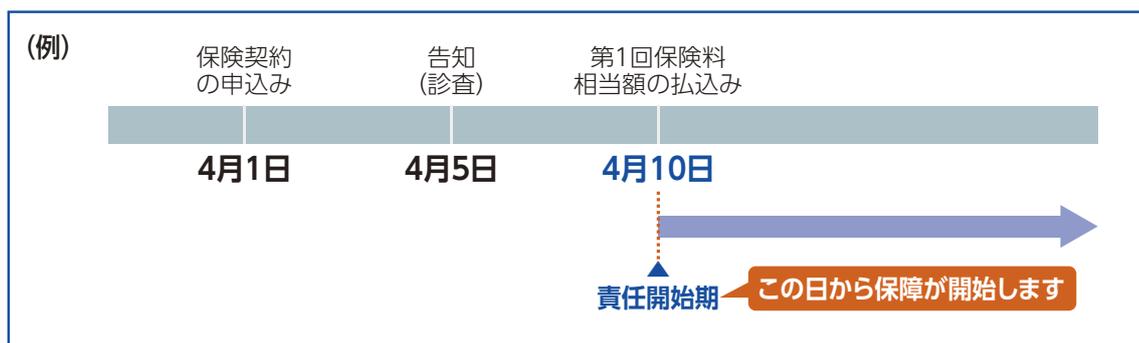
■ お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、次の時(責任開始期)からご契約の保障が開始します。

- ・「責任開始期に関する特約」が付加されている場合
ご契約の申込みと告知がともに完了した時から保障が開始します。



- ・「責任開始期に関する特約」が付加されていない場合

告知と第1回保険料相当額の払込みがともに完了した時から保障が開始します。ただし、キャッシュレス転換制度をご利用の場合には、保険契約の申込みまたは告知のいずれか遅い時に第1回保険料相当額の払込みがあったものとみなし、その時から保障が開始します。



※生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客さまと当社との保険契約は、お客さまからの保険契約の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

3

詳細は
ご契約のしおり15~16
ページへ

第1回保険料の払込みについて

「責任開始期に関する特約」を付加した保険契約をお申込みの場合に必ずご確認ください

《猶予期間内に第1回保険料の払込みがない場合、ご契約は無効となります》

- 「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料は、所定の払込期間内にお払い込みください。なお、払込期間内に払込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 猶予期間の満了日までに第1回保険料の払込みがないと、ご契約は無効となります。この場合、以後お申し込みいただく保険契約の引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。
- 無効となったご契約については、復活の取扱いはありません。

4

詳細は
ご契約のしおり
13~14
ページへ

クローリング・オフ制度について

《8日以内であれば、保険契約の申込みを撤回することができます》

- ご契約の申込日またはこの冊子を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- 申込みの撤回等は、郵便により前記の期間内(8日以内の消印有効)に取扱支社または本社あてお申し出ください。
- つぎのような場合には、申込みの撤回等ができません。
 - ・当社指定の医師の診査を受けた場合
 - ・保険料の払込みが、当社の指定する銀行などの口座への振込みにより行われた場合
 - ・申込者または契約者が法人または個人事業主(雇用主)の場合
 - ・債務履行の担保のための保険契約の場合
 - ・すでに加入されているご契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合

など

5

詳細は
ご契約のしおり
14
ページへ

現在のご契約の解約・減額を前提に 新たな保険契約の申込みを検討されているお客さまへ

- 現在のご契約を解約・減額する際の払戻金は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の総額よりも少ない金額になります。
- 契約後所定年数を経過したご契約に対する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たな保険契約の申込みの際にも、一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな保険契約をお引き受けできなかつたり、その告知をされなかつたために保険契約が解除・取消しとなることもあります。
- 保険料計算に用いる予定利率などが、解約・減額されるご契約と新たな保険契約とで異なることがあります。

6

詳細は
ご契約のしおり
31~34
ページへ

保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活などについて

《猶予期間内に保険料の払込みがない場合、ご契約は失効します》

- 第2回以後の保険料は、払込期月(保険料をお払い込みいただく期間)内にお払い込みください。なお、払込期月内に払込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 猶予期間の満了日までに保険料の払込みがないと、ご契約は失効します。

《いったん失効したご契約でも、当社の承諾を得て復活することができます》

- ご契約が失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の復活を請求することができます。ただし、被保険者の健康状態などによっては復活できないことがあります。復活の手続き、責任開始期などの詳細はご契約のしおり34ページでご確認ください。

7

詳細は
ご契約のしおり
41～46
ページへ

給付金をお支払いできない場合

■ つぎのような場合には、給付金をお支払いできないことがあります。

- ・責任開始期前の病気や不慮の事故を原因とする場合
- ・告知していただいた内容が事実と相違していたために、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- ・給付金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- ・保険料の払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・保険契約について詐欺の行為があつてご契約が取消しになった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ・免責事由に該当した場合^(注)
(注) 受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など

8

詳細は
ご契約のしおり
36～40
ページへ

給付金のご請求に際してご注意いただきたい事項

《給付金をもれなくご請求いただくため、ご請求に際しては以下の点にご注意ください》

- 給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合などについても、担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。
- 支払事由やご請求の手続き、給付金をお支払いする場合とお支払いできない場合などについては、「ご契約のしおり-定款・約款」のほか、「保険金・給付金のご請求のまえに」の冊子および当社ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。
- ご加入の契約内容によっては複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。
- 当社からの手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などが変更となった場合には、必ずご連絡ください。

《受取人が給付金を請求できない事情がある場合、指定代理請求人からご請求いただくことができます》

- 指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金について、被保険者ご自身が請求できない特別な事情がある場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が、被保険者に代わって請求することができます。(詳しくはご契約のしおり39～40ページでご確認ください。)
- 指定代理請求特約を付加した場合には、契約者から指定代理請求人となる方に対し、「指定代理請求人として指定されたこと」および「被保険者の代理人として給付金を請求できること」を必ずお伝えください。

9

詳細は
ご契約のしおり
49
ページへ

解約と払戻金について

《解約時の払戻金は、多くの場合、払込保険料を下回ります》

- お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は給付金のお支払いや保険契約の締結・維持に必要な経費に充てられます。そのため、ご契約を解約された場合の払戻金額は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の総額を下回り、払戻金がまったくない場合もあります。
- 払戻金額は、ご契約時の年齢・性別・経過年数などによって異なります。
- 終身医療保険(16) (これに付加されている特約を含みます。)には、解約時の払戻金はありません。

10

詳細は
ご契約のしおり
20~21
ページへ

保険金額などが削減される場合について

《生命保険会社が破綻した場合などには、ご契約の給付金額などが削減されることがあります》

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。

11

詳細は
ご契約のしおり
22~23
ページへ

相互会社制度について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約(無配当保険)を除き、契約者が保険契約の当事者になると同時に、「社員」(構成員)として会社の運営に参加するというものです。
- 当社は、保険業法にもとづき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員の権利(社員権)には、社員の代表である総代を選出する社員投票の権利などがあります。

12

詳細は
ご契約のしおり23
ページへ

生命保険に関するご相談などの窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談につきましては、下記のお客さまセンターまたは最寄りの支社へご連絡ください。



フコク生命 お客さまセンター  **0120-259-817**

受付時間 平日9:00～17:00(12/30～1/3を除く)

※最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に記載しておりますのでご確認ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(一社)生命保険協会ホームページ

ホームページアドレス

<http://www.seiho.or.jp>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり

定款・約款

申込内容確認表

お客さまがお申込の主契約・特約にチェックをしていただき、保障内容のご確認等の際にご活用ください。

医療保険(16)・終身医療保険(16)

お申込の主契約・特約にチェック をして本書をご利用ください。

		ご契約のしおり
主契約	<input type="checkbox"/> 医療保険(16)	▶ 62 ページ
	<input type="checkbox"/> 入院見舞給付特則	
	<input type="checkbox"/> 終身医療保険(16) [払戻金なし型]	▶ 62 ページ
特約	<input type="checkbox"/> 生活習慣病特約(16)	▶ 66 ページ
	<input type="checkbox"/> 退院後療養給付特則	
	<input type="checkbox"/> 女性疾病特約(16)	▶ 68 ページ
	<input type="checkbox"/> 女性総合給付特則	
	<input type="checkbox"/> がん特約(16)	▶ 70 ページ
	<input type="checkbox"/> 3大疾病治療給付特則	
	<input type="checkbox"/> 先進医療特約(16)	▶ 72 ページ
	<input type="checkbox"/> 移植医療特約(02)	▶ 74 ページ
<input type="checkbox"/> 特定損傷特約(01)	▶ 76 ページ	
<input type="checkbox"/> 指定代理請求特約	▶ 39 ページ	

自由診療保険メディコムプラス

引受保険会社：セコム損害保険株式会社

		ご契約のしおり
主契約	<input type="checkbox"/> 自由診療保険メディコムプラス	▶ メディコムプラスのご契約のしおりにてご確認ください。

お申し込みいただいた契約内容は、ご契約の成立後にお送りする保険証券にてご確認ください。

本しおりの使い方 クイックインデックス

ご契約の際に必ず
ご確認ください、
大切な情報です。

ご契約にあたって



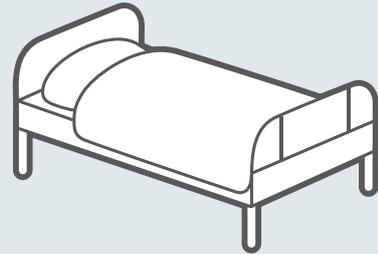
- | | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | フコク生命からのお願い | 10ページ |
| 2 | ご契約にあたっての大切なこと | 13ページ |
| 3 | 被保険者による契約者への解約の請求について | 25ページ |
| 4 | 「自由診療保険メディコムプラス」をセットしたご契約について | 26ページ |

保険用語の意味が分からないときは

主な保険用語のご説明 6ページ

ご契約後の「〇〇したい」のニーズに、分かりやすくお答えします。

こんなときは



- | | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | 保険料の払込について知りたい | 28ページ |
| 2 | 効力を失った契約をもとに戻したい | 34ページ |
| 3 | 保険料の払込が困難になられたときは | 35ページ |
| 4 | 給付金を請求したい | 36ページ |
| 5 | 給付金等の受取人の変更について知りたい | 48ページ |
| 6 | 契約を解約したい | 49ページ |
| 7 | 契約者の債権者等から解約の請求があったときは | 50ページ |
| 8 | 社員配当金について知りたい | 51ページ |
| 9 | 税金について知りたい | 52ページ |

医療大臣プレミアエイトの
保障内容等について
ご確認ください。

『医療大臣プレミアエイト』 の商品内容について



1 医療保険(16)・ 終身医療保険(16)について 56ページ

1 特長と仕組み 56ページ

2 付加できる特約について 58ページ

3 ご契約の更新および
終身医療保険(16)への変更制度について 59ページ

4 お支払いする給付金 62ページ

2 保険料の払込免除について 77ページ

3 免責事由について 78ページ

目次

ご契約のしおり

申込内容確認表	1
本しおりの使い方 (クイックインデックス)	2
目次	4
主な保険用語のご説明	6

ご契約にあたって

1 フコク生命からのお願い

ご契約の申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。	10
健康状態・職業等を正確に告知していただくようお願いいたします。	10
保険料をお払い込みいただく際は領収証をお受け取りください。	12
保険証券の内容をご確認ください。	12

2 ご契約にあたっての大切なことがら

生命保険募集人について	13
クーリング・オフ制度 (申込の撤回・ご契約の解除) について	13
現在のご契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約の申込をご検討されているお客さまへ	14
保険会社の責任開始期について	15
「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料の払込について	15
個人情報の取扱について	16
他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	17
セコム損害保険株式会社との個人情報の共同利用について	19
業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について	20
相互会社制度について	22
生命保険に関するご相談等の窓口について	23
取引時確認に関するお願い	23
外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関するお願い	24
非居住者に係る金融口座情報の届出に関するお願い	24

3 被保険者による契約者への解約の請求について

4 「自由診療保険メディコムプラス」をセットしたご契約について

こんなときは

1 保険料の払込について知りたい

保険料の払込方法について	28
保険料をまとめてお払い込みいただく方法について	30
保険料の払込期月について	30
保険料払込の猶予期間とご契約の失効について	31
給付金支払等の際の保険料の精算について	31
年払・半年払のご契約が消滅した場合の保険料の払戻について	33

2 効力を失った契約をもとに戻したい

ご契約の復活について	34
------------	----

3 保険料の払込が困難になられたときは

入院給付金日額等の減額	35
-------------	----

4 給付金を請求したい

給付金の請求手続について	36
請求手続に必要な書類	38
指定代理請求制度について	39
給付金をお支払いできない場合	41
給付金の支払期限および支払場所について	47

5 給付金等の受取人の変更について知りたい

給付金等の受取人の変更について	48
遺言による給付金等の受取人の変更について	48
給付金等の受取人が死亡された場合	48

6 契約を解約したい

解約と払戻金について	49
------------	----

7 契約者の債権者等から解約の請求があったときは

給付金受取人による保険契約の存続 (介入権) について	50
-----------------------------	----

8 社員配当金について知りたい

社員配当金について	51
-----------	----

9 税金について知りたい	52
生命保険料控除について	52
給付金の税法上の取扱について	53

『医療大臣プレミアエイト』の商品内容について

1 医療保険(16)・終身医療保険(16)について ...	56
1 特長と仕組み	56
医療保険(16)・終身医療保険(16)の特長	56
医療保険(16)・終身医療保険(16)の仕組み ...	57
2 付加できる特約について	58
付加できる特約の種類	58
3 ご契約の更新および終身医療保険(16)への変更制度について	59
ご契約の更新について	59
医療保険(16)から終身医療保険(16)への変更制度について	61

4 お支払いする給付金	62
医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕 ...	62
生活習慣病特約(16)	66
女性疾病特約(16)	68
がん特約(16)	70
先進医療特約(16)	72
移植医療特約(02)	74
特定損傷特約(01)	76

2 保険料の払込免除について	77
要介護状態・高度障害状態・ 身体障害の状態による保険料の払込免除	77
保険料の払込が免除された場合の 更新の取扱について	77
3 免責事由について	78
免責事由（給付金をお支払いできない場合、 保険料の払込を免除できない場合）	78

定款・約款

定 款	81
本社・支社所在地一覧	117
Web約款について	119

約款の抜粋	87
--------------------	----

主な保険用語のご説明

き	給付金	被保険者が災害または疾病により入院されたときや手術・放射線治療を受けられたときなどにお支払いするお金のことです。
	給付金受取人	給付金を受け取る人のことをいいます。
け	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。
	契約者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（たとえば、契約内容変更などの請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
	契約年齢	被保険者の契約年齢は満年齢（1年未満の端数は切り捨て）で計算します。 また、ご契約後の被保険者の年齢は、特に定めのある場合を除き、毎年の契約応当日ごとに上記の契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。
	契約日	申し込まれたご契約の保険期間が開始される日をいいます。 通常は責任開始の日を契約日としますが、保険料の払込方法により異なる場合があります。
こ	告知義務と告知義務違反	契約者と被保険者には、ご契約の申込をされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことについて当社にお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。 当社がおたずねした重要なことについて告知がなかったり、故意に事実を曲げて告知された場合などは、「告知義務違反」となり当社にご契約を解除することがあります。
し	失効	第2回以後の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかったことにより、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人	給付金受取人が給付金を請求できない特別な事情があるとき、給付金受取人に代わって請求を行なうために、契約者が所定の範囲内からあらかじめ指定した人のことをいいます。
	支払事由	約款で定める、給付金をお支払いする場合をいいます。
	死亡時払戻金受取人	被保険者が死亡されたときに、医療保険(16)・終身医療保険(16)からお支払いする払戻金を受け取る人のことをいいます。
	社員配当金	毎年の決算による剰余金をもとに、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いするお金のことをいいます。
	主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。

	診査	診査医扱のご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。 また、職場の健康管理を利用し診断書の写しにもとづく方法などもあります。
せ	責任開始期(日)	ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。
	責任準備金	将来の給付金をお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。
た	第1回保険料相当額	ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
て	定款	当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
と	特約	主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
は	払戻金	ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。
ひ	被保険者	その人の入院や手術などが給付金の支払の対象となる人のことをいいます。
ふ	復活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。
ほ	保険期間	当社がご契約の保障を開始してから終了するまでの期間をいいます。
	保険証券	ご契約の入院給付金日額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料	契約者にお払い込みいただくお金のことです。
	保険料払込期間	保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
め	免責事由	約款で定める、給付金をお支払いできない場合などをいいます。
や	約款	保険契約上のとりきめを記載したものです。

ご契約にあたって

1. フコク生命からのお願い ……10 ページ
2. ご契約にあたっての大切なことがら ……13 ページ
3. 被保険者による契約者への解約の
請求について ……25 ページ
4. 「自由診療保険メディコムプラス」を
セットしたご契約について ……26 ページ

1 フコク生命からのお願い

フコク生命からお客さまへの大切なお願いです。ぜひご確認くださいませよう
お願いいたします。

ご契約の申込書・告知書は、 ご自身で正確にご記入ください。

ご契約の申込書・告知書は、保険契約者（以下「契約者」とい
います。）および被保険者ご自身でご記入ください。
記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。



健康状態・職業等を 正確に告知していただくようお願いいたします。

告知義務について

契約者や被保険者には、下記のように健康状態や職業等に
ついての告知をしていただく義務があります。



- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障し合う制度です。
したがって、その制度の中に、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されて
いる方等が無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。
ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状
態、現在の職業等、「告知書」で当社がおたずねすることがら（注）について、事実をありのまま
に正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
（注）「告知書」で当社がおたずねすることがらは、給付金の支払事由や保険料の払込免除事由が
発生する可能性に関係のあるものに限ります。
- 診査を行なうご契約の場合には、当社の指定した医師が口頭で告知を求める場合がありますの
で、その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなくお伝え（告知）ください。
- 診査を行わないご契約の場合には、被保険者ご自身が告知書に事実をありのままに正確にもれ
なくご記入のうえ、ご署名ください。
- 失効したご契約を復活する場合にも、告知（診査）をしていただきます。



告知書に記入したこと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。生
命保険募集人（募集代理店を含みます。）には告知を受ける権限（告知受領権）がない
ため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません
ので、ご注意ください。

➡31ページ参照

失効については、「保
険料払込の猶予期間
とご契約の失効につ
いて」をご参照くださ
い。

➡34ページ参照

復活については、「ご
契約の復活について」
をご参照ください。

傷病歴等がある方への引受対応について

当社では、契約者間の公平性を保つため、お客さまの健康状態すなわち給付金の支払が発生するリスクに応じた引受対応を行なっております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがあります。(お引き受けできないことや、「保険料の割増」「給付金の削減」「特定部位不担保」等の特別な条件をつけることによりお引き受けすることもあります。)



当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込後または給付金のご請求の際、ご契約の申込内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

告知義務違反について

告知していただくことからは、告知書に記載してあります。これらの告知書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- この取扱は、**責任開始日**(注)から2年以内、かつ、当社がその事実を知ってから1ヵ月以内に限ります。

(注) 保険契約の復活が行なわれている場合には、最後の復活の際の責任開始日とします。

- 責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込を免除する事由が発生していても、払込を免除することはできません。ただし、「給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いしたり、保険料の払込を免除することがあります。
- ご契約を解除した場合、解約の際にお支払いする**払戻金**があれば、その金額を契約者にお支払いします。



上記のご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡する危険性が極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・責任開始日からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。)
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

保険料をお払い込みいただく際は領収証をお受け取りください。

- 第1回保険料を担当者にお払い込みいただく際は、会社名・会社印が印刷された当社所定の領収証をお受け取りください。

※次のような場合には、領収証は発行いたしません。

- ・第1回保険料を銀行などの金融機関の契約者指定の口座から振り替えた場合
 - ・キャッシュレス転換制度をご利用の場合 など
- 第2回以後の保険料を担当者にお払い込みいただく際も、会社名・会社印が印刷された当社所定の領収証をお受け取りください。

<見本>

富国生命保険相互会社



保険証券の内容をご確認ください。

ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券を契約者にお送りしますので、申込の際の内容と相違していないかどうかよくお確かめください。

万一、内容が相違していたり、ご不明な点等がございましたら、最寄りの営業所、支社またはお客さまセンターまでご連絡ください。



2 ご契約にあたっての大切なことから

ご契約に際してご確認いただきたいことがらを記載しております。内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

生命保険募集人について

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約の申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、保険契約の申込に対して生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

当社の生命保険募集人について

当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約の申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。

<当社の承諾が必要な契約内容変更等の手続の例>

- ・ 保険契約の復活
- ・ 特約の中途付加
- など

クーリング・オフ制度（申込の撤回・ご契約の解除）について

- 生命保険は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。
- ご納得がいけない場合、申込者または契約者（以下「申込者等」といいます。）は、ご契約の申込日またはこの冊子を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、申込の撤回またはご契約の解除（以下「申込の撤回等」といいます。）をすることができます。
- この場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- **契約転換制度**による申込のときは、以前のご契約に戻ります。
- 当社は、申込の撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求しません。
- 申込の撤回等の書面の発信時に給付金の支払事由が発生している場合には、申込の撤回等の効力は生じません。ただし、申込の撤回等の書面の発信時に、申込者等が給付金の支払事由が発生していることを知っている場合を除きます。

契約転換制度とは

現在加入されているご契約の責任準備金や社員配当金などを新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を充実させる制度です。

申出方法

- 申込の撤回等は、郵便により前記の期間内（8日以内の消印有効）に取扱支社または本社までお申し出ください。
- 郵便（はがき、手紙）には申込の撤回等をする旨明記し、申込者等の氏名・住所および取扱営業所・担当者名（募集代理店の場合は代理店名）をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。



次のような場合には、申込の撤回等ができません。

- ① 当社指定の医師の診査を受けた場合
- ② 申込者等が法人または個人事業主（雇用主）の場合
- ③ 申込者等が、当社の営業所、支社または本社（以下「営業所等」といいます。）において保険契約の申込をされた場合。ただし、申込者等が当社の営業所等に対し、事前に日を通知したうえで訪問され、かつ、その事前通知または訪問の際に、訪問の目的が保険契約の申込であることを明らかにされて、当該営業所等で当該保険契約の申込をされた場合に限りです。
- ④ 申込者等が、自ら指定された場所（当社の営業所等および申込者等のご自宅を除きます。）において保険契約の申込をされた場合。なお、当社の営業所等を指定された場合でも、上記③に該当するときは申込の撤回等ができないことにご注意ください。
- ⑤ 保険料（保険料充当金を含みます。）の払込が、当社の指定する銀行等の口座への振込により行なわれた場合。ただし、申込者等が当社または当社職員に対して振込を依頼（ATM等の機器使用による依頼を含みます。）されることにより振込が行なわれた場合を除きます。
- ⑥ 債務履行の担保のための保険契約の場合
- ⑦ 既契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合

現在のご契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約の申込をご検討されているお客さまへ

- 現在のご契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・ 多くの場合、**払戻金**は、お払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 保険料計算に用いる予定利率等は、解約・減額されるご契約と新たな保険契約とで異なることがあります。
- 新たにお申込の保険契約について、以下の事項にご留意ください。
 - ・ 一般の契約と同様に**告知義務**があります。そのため、新たに申し込まれた保険契約の責任開始日を起算日として、**告知義務違反**による解除の規定が適用されます。
 - ・ **詐欺による契約の取消**の規定等についても、新たに申し込まれた保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
したがって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることがあります。**

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

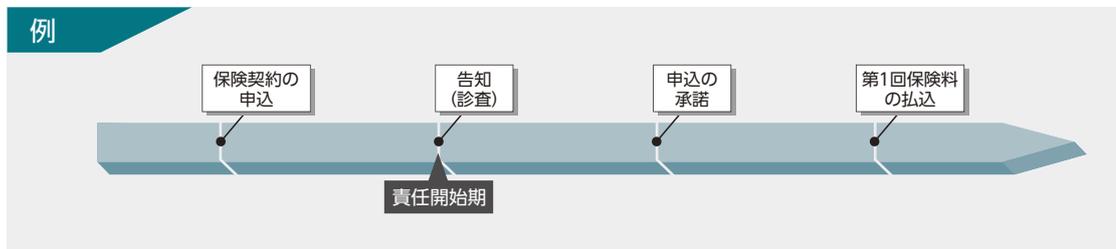
▶10・11・45ページ参照

告知義務、告知義務違反および詐欺による契約の取消については、「告知義務について」「告知義務違反について」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

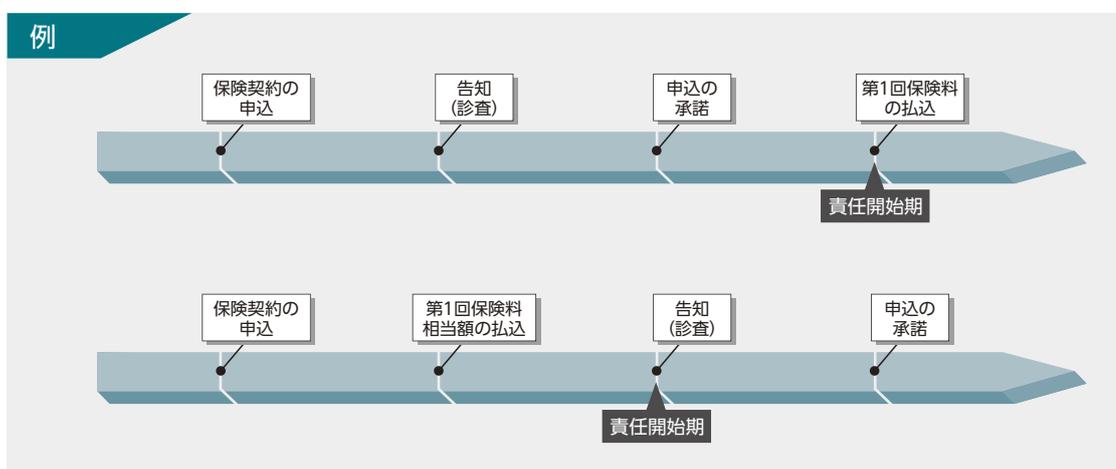
保険会社の責任開始期について

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、次の時（責任開始期）からご契約の保障が開始します。

- 「責任開始期に関する特約」が付加されている場合
ご契約の申込と告知がともに完了した時から保障が開始します。



- 「責任開始期に関する特約」が付加されていない場合
● 告知と第1回保険料相当額の払込がともに完了した時から保障が開始します。



- キャッシュレス転換制度をご利用の場合には、ご契約の申込または告知のいずれか遅い時に第1回保険料相当額の払込があったものとみなし、その時から保障が開始します。

「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料の払込について

第1回保険料の払込方法

「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料は、次の方法によりお払い込みください。

□座振替扱のご契約	責任開始日を含む月の翌月の27日（休日の場合は翌営業日）に銀行などの金融機関の契約者指定の口座から振り替えます。（注1）（注2）
団体扱・集団扱のご契約	次ページに記載の払込期間内に担当者にお払い込みください。
送金扱のご契約	当社からお送りする振替用紙で、次ページに記載の払込期間内に最寄りのゆうちょ銀行・郵便局または当社指定の銀行などにお払い込みください。

（注1）申込手順の完了時期によっては、口座からの振替ができない場合があります。この場合には、担当者に第1回保険料をお払い込みください。

→28ページ参照

□座振替扱、団体扱、集団扱および送金扱については、「保険料の払込方法について」をご参照ください。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

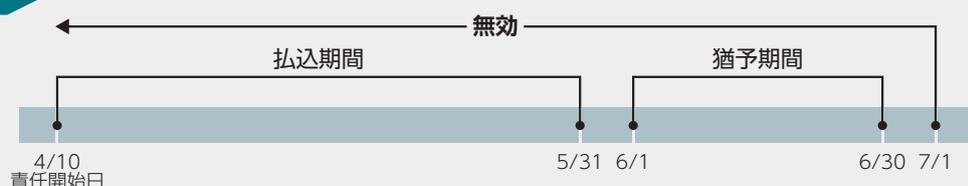
(注2) 預金残高不足などにより口座からの振替ができなかった場合は、第1回保険料を担当者にお払い込みいただくか、または翌月の振替日に再度第1回保険料（月払契約については2ヵ月分の保険料）を口座から振り替えます。

第1回保険料の払込期間および猶予期間

●第1回保険料の払込期間および猶予期間は、次のとおりです。

払込期間	責任開始日から責任開始日を含む月の翌月の末日まで
猶予期間	払込期間の翌月の初日から末日まで

例



●第1回保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかった場合、ご契約は、**責任開始日**にさかのぼって**無効**となります。

※口座振替扱のご契約で、2ヵ月連続して第1回保険料の振替ができなかった場合は、至急当社までご連絡ください。

●第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、以後お申し込みいただく保険契約の引受に際して、一定の制限を設けることがあります。

●第1回保険料が払い込まれる前に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第1回保険料（注）を給付金から差し引くかまたはお払い込みいただきます。

(注) 月払契約で、猶予期間中に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2ヵ月分の保険料とします。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

個人情報の取扱について

当社は、保険契約の申込や各種請求にともなって取得したお客さまの個人情報を下記の目的のために利用いたします。



個人情報の利用目的

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実にこなされるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

契約内容登録制度・契約内容照会制度について

▶ お客さまの契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- 保険契約等の申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、お客さまセンターにお問合わせください。



登録事項

- ① 契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- ② 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤ 取扱会社名

◎ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp>)の「加盟会社」をご覧ください。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

支払査定時照会制度について

▶ 保険金等のご請求に際し、お客さまの契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行なった各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、お客さまセンターにお問合わせください。



相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

（注）上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

◎ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp>)の「加盟会社」をご覧ください。

セコム損害保険株式会社との個人情報の共同利用について

当社は、セコム損害保険株式会社（以下「セコム損保」といいます。）との提携商品である「自由診療保険メディコムプラス」をお客さまがお申込の場合に、当社およびセコム損保におけるお客さまの保険契約のお引受、ご継続・維持管理、保険金等のお支払、その他保険に関連・付随する業務のために、次の情報をセコム損保と共同で利用いたします。



共同利用する個人データの項目

- ①お客さまの氏名、生年月日、性別、住所および電話番号等
- ②保険期間、保険料および保険料振替口座の口座情報
- ③ご契約内容およびその後の異動
- ④保険事故の状況等
- ⑤診査報状および告知書等に記載の保健医療情報。ただし、**契約転換制度**による申込で、転換前契約に「自由診療保険メディコムプラス」がセットされている場合を除きます。

■ **管理責任者** 当社（富国生命保険相互会社）

■ **共同利用者** セコム損害保険株式会社

住所：東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル
ホームページ：<http://www.secom-sonpo.co.jp>

契約転換制度とは

現在加入されているご契約の責任準備金や社員配当金などを新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を充実させる制度です。

業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構にお問い合わせください。(当社は生命保険契約者保護機構に加入しております。)

生命保険契約者保護機構の概要

生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取を行なう等により、契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行ない、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行なわれる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

（※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

相互会社制度について

当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、契約者が保険契約の当事者になると同時に、「社員」（構成員）として会社の運営に参加するというものです。

総代会について

●総代会の仕組み

相互会社は、相互扶助の精神にもとづいて運営されており、その重要事項は、最高意思決定機関である総代会（社員総会に代わるべき機関）において決定されます。総代は、社員である契約者の中から社員投票で選出されます。

●総代の選出方法

- ・会社が推薦し総代会で選任された総代候補者選考委員で組織する総代候補者選考委員会が総代候補者を選定し、推薦についての電子公告を行ないます。
- ・社員は、推薦された候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明することができます。各候補者は、信任を可としない投票を行なった社員の数が投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に総代として確定します。

●総代の任期

当社の総代の任期は4年とし、重任する場合は通算8年を限度とします。

●総代会の傍聴制度

- ・当社の経営について社員の皆さまに理解を一層深めていただくため、「総代会傍聴制度」を実施しています。
- ・傍聴の申込方法等については、総代会開催前の一定期間、当社ホームページ [http://www.fukoku-life.co.jp] のほか、本社・支社等の店頭に掲示してお知らせいたします。
- ・総代会の議事録や質疑応答の要旨は、開催後本社・支社に備え付けるほか、当社ホームページでもご覧いただけます。

社員の権利義務について

- 社員の権利には、保険業法や定款の定めにもとづき、総代選出にあたっての信任投票権などのほかに、一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権などがあります。
- その他、社員の主な権利として次のようなものがあります。
 - ・定款や保険約款の定めにもとづく社員配当金請求権
- 社員の主な義務として次のようなものがあります。
 - ・保険約款にもとづく保険料の払込義務

ご契約者懇談会について

- 契約者の皆さまに当社の経営の状況をご説明し、ご理解をあおぐとともに、契約者の皆さまからご意見を幅広くお伺いさせていただき、それを経営に反映させていくため、全国の支社でご契約者懇談会を開催しております。
- ご契約者懇談会の開催案内は、当社ホームページ [http://www.fukoku-life.co.jp] のほか、本社・支社等の店頭に掲示してお知らせします。

生命保険に関するご相談等の窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談につきましては、下記のお客さまセンターまたは最寄りの支社へご連絡ください。



問合わせ先

フコク生命 お客さまセンター フリーダイヤル 0120-259-817

[受付時間 平日9:00～17:00 (12/30～1/3を除く)]

※最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に記載しておりますのでご確認ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス; <http://www.seiho.or.jp>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

取引時確認に関するお願い

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづいて、契約締結などの際にお客さまの本人特定事項〔氏名・住居・生年月日(法人のお客さまの場合は名称・所在地)〕、職業(法人のお客さまの場合は事業の内容)などを確認させていただいております。

お客さまがこれらの本人特定事項、職業などを変更されたときは、お客さまセンターまたは最寄りの支社までご連絡ください。

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関するお願い

米国法である外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）にもとづいて、契約締結などの際に米国納税者か否かをお客さまに帳票上で申告していただき、該当する場合には追加で所定の書類を当社あて提出いただいております。

なお、上記申告後に新たに米国納税義務者に該当することとなった場合や米国納税義務者に該当しなくなった場合には、再度申告書の提出が必要となりますので、お客さまセンターまたは最寄りの支社、担当者までご連絡ください。

非居住者に係る金融口座情報の届出に関するお願い

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により創設された「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にもとづいて、契約締結などの際にお客さまの氏名・住所（名称・所在地）、納税上の居住地国等を記載した届出書を、国税庁に報告する目的で、当社あて提出いただいております。

なお、一度届出書を提出いただいた後、居住地国に異動があった場合は、再度届出書の提出が必要となりますので、お客さまセンターまたは最寄りの支社、担当者までご連絡ください。

3 被保険者による契約者への解約の請求について

被保険者と契約者が異なる保険契約をお申込の場合は、必ずご確認ください。

被保険者と契約者が異なる保険契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約の解約を行なう必要があります。

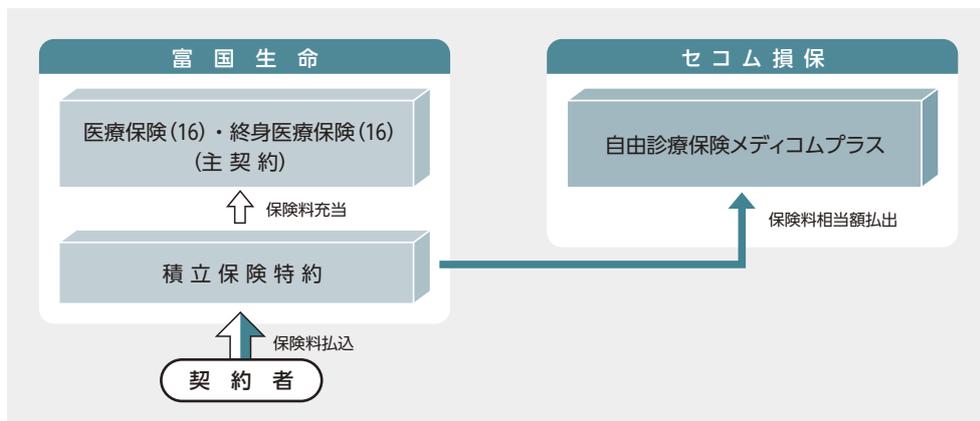
- ①契約者または給付金受取人が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）したとき。
- ②この保険契約の給付金の請求に関して、給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③被保険者の契約者または給付金受取人に対する信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない上記①②と同等の重大な事由があるとき。
- ④契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約の申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき。

4

「自由診療保険メディコムプラス」を セットしたご契約について

当社の医療保険(16)・終身医療保険(16)にセコム損害保険株式会社の提供する「自由診療保険メディコムプラス」をセットして申し込まれる場合は、必ずご確認ください。

医療保険(16)または終身医療保険(16)（以下「医療保険」といいます。）にご加入の場合、当社の提携保険会社であるセコム損害保険株式会社（以下「セコム損保」といいます。）の「自由診療保険メディコムプラス」〔新ガン治療費用保険（提携用）〕をセットして契約することができます。
この場合、医療保険に積立保険特約を付加していただきます。



- 医療保険および「自由診療保険メディコムプラス」の毎回の保険料は、医療保険に付加された積立保険特約の保険料としてお払い込みいただきます。払い込まれた保険料は、積立保険特約の積立金として積み立てられます。
- 医療保険（積立保険特約以外の付加特約を含みます。）の保険料は、毎月、積立保険特約の積立金から払い込まれるものとしします。この場合、次の時をもって医療保険の保険料の払込があったものとしします。
 - ア. 第1回保険料
積立保険特約の第1回保険料を当社が受け取った時
 - イ. 第2回以後の保険料
その払込期月に払い込まれるべき積立保険特約の保険料（「定期払込保険料」といいます。）が当社に払い込まれた日末
- 「自由診療保険メディコムプラス」の保険料は、毎月、その保険料相当額を積立保険特約の積立金から払い出して当社からセコム損保へ送金することにより払い込まれるものとしします。この場合、「自由診療保険メディコムプラス」の保険料相当額を積立金から払い出す時期については、上記のアおよびイに準じるものとしします。



- 「自由診療保険メディコムプラス」は、その引受保険会社であるセコム損保とお客さまとの間の保険契約です。
- 「自由診療保険メディコムプラス」の商品内容の詳細については、当商品の「ご契約のしおりー普通保険約款および特約」をご覧ください。

こんなときは

1. 保険料の払込について知りたい ……28 ページ
2. 効力を失った契約をもとに戻したい …34 ページ
3. 保険料の払込が困難に
なられたときは ……35 ページ
4. 給付金を請求したい ……36 ページ
5. 給付金等の受取人の
変更について知りたい ……48 ページ
6. 契約を解約したい ……49 ページ
7. 契約者の債権者等から
解約の請求があったときは ……50 ページ
8. 社員配当金について知りたい ……51 ページ
9. 税金について知りたい ……52 ページ

1 保険料の払込について知りたい

契約者にお払い込みいただく保険料に関する事項についてご説明します。

※「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料の払込については、15ページをご参照ください。

保険料の払込方法について

保険料の払込方法<経路>について

保険料の払込方法<経路>には、次の方法があります。

①口座振替扱	<p>銀行などの金融機関の契約者指定の口座から、保険料が自動的に当社へ振り替えられます。</p> <p>この場合、払い込まれた保険料について領収証は発行しません。</p> <p>【保険料の振替】 払込期月の27日（休日の場合は翌営業日）に行ないます。ご入金など振替のご準備は振替日の前日までにお願いいたします。</p> <p>【保険料の振替ができなかった場合】 預金残高不足等により保険料の振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、月払契約の場合は2ヵ月分、年払・半年払契約の場合は当月と同じ金額が口座から振り替えられます。</p> <p>なお、2ヵ月連続して保険料の振替ができなかった場合は、ご契約の効力が失われる（失効）ことがありますので、至急当社までご連絡ください。</p>
②団体扱・ 集団扱	<p>勤務先などの契約者の所属されている団体または集団を経由して保険料をお払い込みいただけます。</p> <p>この場合、まとめて1枚の領収証を団体または集団の代表者にお渡しし、個々の契約者には発行しません。</p>
③送金扱	<p>払込期月前にあらかじめ当社からお送りする払込案内に同封の振替用紙で、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局または当社指定の銀行などに保険料をお払い込みいただきます。</p> <p>その際の受領証は、保険料領収証の代わりとなりますから、大切に保管してください。</p> <p>なお、保険料の払込方法<回数>によってはお取り扱いできない場合があります。</p>

※上記のほか、集金扱（当社の定めた地域内に集金先をご指定いただき、当社の集金担当職員に保険料をお払い込みいただく方法）を取り扱う場合もあります。



万一、払込案内が届かなかった場合などには、お手数ですが、最寄りの営業所、支社または本社までお申し出いただくか、またはその場所へ保険料をお払い込みくださいますようお願いいたします。

➡30ページ参照

払込期月については、「保険料の払込期月について」をご参照ください。

➡31ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

➡29ページ参照

保険料の払込方法<回数>については、「保険料の払込方法<回数>について」をご参照ください。

保険料の払込方法＜経路＞を変更される場合

払込方法＜経路＞の変更をご希望の場合や、転居、所属している団体・集団からの脱退等の場合は、すみやかに担当者、最寄りの営業所、支社またはお客さまセンターまでお申し出ください。

- 払込方法の変更について申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たな払込方法に変更させていただきます。
- 新たな払込方法に変更されるまでの間に保険料の支払時期が到来した場合は、お手数ですが最寄りの営業所、支社または本社にお払い込みください。
- 上記のほか、当社の都合により払込方法の変更をさせていただく場合があります。



保険料の払込方法＜経路＞が変更された場合、毎回お払い込みいただく保険料の額も変更となることがあります。

(例) 団体月払から口座振替月払への変更など

保険料の払込方法＜回数＞について

保険料の払込方法＜回数＞には、次の方法があります。なお、医療保険(16)では、保険料一時払のご契約も取り扱います。

①月払	毎月1回保険料をお払い込みいただきます。
②半年払	年2回保険料をお払い込みいただきます。
③年払	年1回保険料をお払い込みいただきます。

保険料をまとめてお払い込みいただく方法について

預貯金、満期保険金などの手持資金を活かして保険料をまとめてお払い込みいただくことにより、保険料の割引を受けることができます。

保険料の前納

将来の年払または半年払保険料を、あらかじめ指定していただいた回数分だけまとめてお払い込みいただく方法です。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引きます。

前納された保険料（保険料前納金といいます。）はいったん当社が所定の利息をつけて積み立てておき、毎回の保険料として順次充当していきます。

- 当社の定める範囲内で、年払契約の場合は2年以上、半年払契約の場合は1年以上の保険料を前納することができます。
- 保険料は、年払・半年払保険料の合計額に比べて少額となります。

保険料の一括払込

当月分以後の3ヵ月分から12ヵ月分までの保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引きます。

一括払された保険料は、毎回の保険料として順次充当していきます。



- ご契約が途中で消滅（解約・死亡など）した場合、保険料前納金や一括払の保険料の残額があれば払い戻します。また、保険料の払込が免除された場合にも、保険料前納金や一括払の保険料の残額があれば払い戻します。
- 経済情勢等によっては、保険料の前納・一括払込を利用できない場合があります。

保険料の払込期月について

第2回以後の保険料の払込期月（毎回の保険料をお払い込みいただく期間）は次のとおりとなります。保険料は、払込方法＜回数＞に応じて払込期月内にお払い込みください。

払込方法＜回数＞	払込期月
①月払	月単位の 契約応当日 （注）の属する月の初日から末日まで
②半年払	半年単位の 契約応当日 （注）の属する月の初日から末日まで
③年払	年単位の 契約応当日 （注）の属する月の初日から末日まで

（注）契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。

契約応当日とは

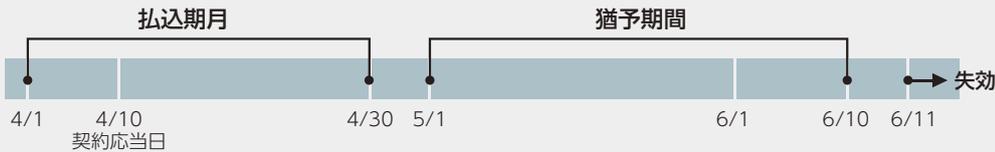
ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

保険料払込の猶予期間とご契約の失効について

第2回以後の保険料が**払込期月**内に払い込まれない場合でも猶予期間があります。
猶予期間は、保険料の払込方法<回数>により次のとおりとなります。

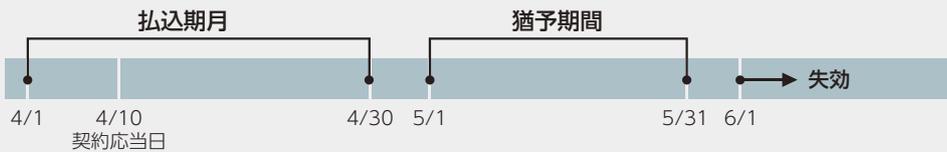
年払・半年払契約

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の**契約応当日**（契約応当日がない場合は、その月の末日）まで。ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで



月払契約

払込期月の翌月初日から末日まで

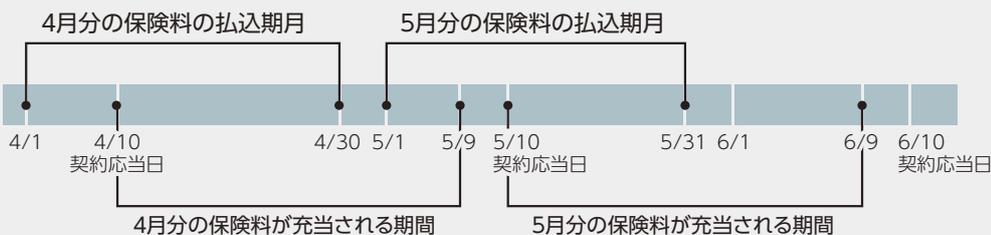


- 第2回以後の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まなかった場合には、ご契約の効力が失われます。（失効）

給付金支払等の際の保険料の精算について

お支払いいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日から次の払込期月の契約応当日前日までの期間に充当されますが、保険料は払込期月ごとの契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

月払契約の例



➡30ページ参照

払込期月については、「保険料の払込期月について」をご参照ください。

契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」といったときは、各月ごとの契約日に対応する日を指します。

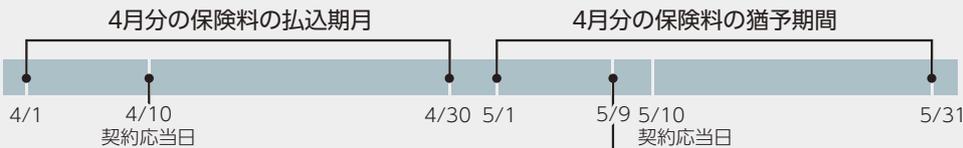
未払込保険料の精算

給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のように取り扱います。

給付金のお支払のとき ▶ 未払込の保険料を給付金から差し引きます。

保険料の払込免除のとき ▶ 未払込の保険料をお払い込みいただきます。

月払契約の例



4月分の保険料が未払込のまま、4/10から5/9までの間に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

- 給付金のお支払のとき……………4月分の保険料を給付金から差し引きます。
- 保険料の払込免除のとき……………4月分の保険料をお払い込みいただきます。

猶予期間中の場合の保険料の精算

月払契約で、**猶予期間**中の契約応当日以降に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のように取り扱います。

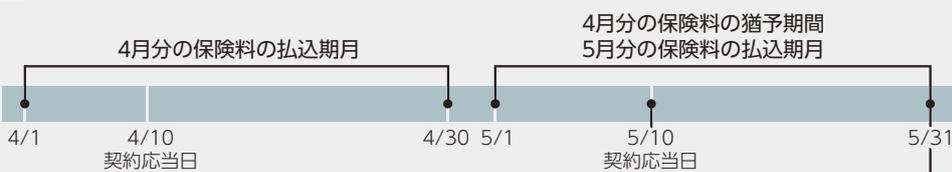
給付金のお支払のとき ▶ 2ヵ月分の保険料を給付金から差し引きます。

保険料の払込免除のとき ▶ 2ヵ月分の保険料をお払い込みいただきます。

▶31ページ参照

猶予期間については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

例



4月分・5月分の保険料が未払込のまま、5/10から5/31までの間に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

- 給付金のお支払のとき……………4・5月分の保険料を給付金から差し引きます。
- 保険料の払込免除のとき……………4・5月分の保険料をお払い込みいただきます。

年払・半年払のご契約が消滅した場合の保険料の払戻について

保険料の払込方法＜回数＞が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払い込みいただいた後に、解約や被保険者の死亡などによりご契約が途中で消滅（注1）したときは、すでにお払い込みいただいた保険料（注2）のうち、「ご契約が消滅した日の翌日以後最初に到来する月単位の**契約応当日**」から「ご契約が消滅した日を含む**保険料期間**の末日」までの月数に対応する保険料相当額を払い戻します。（注3）

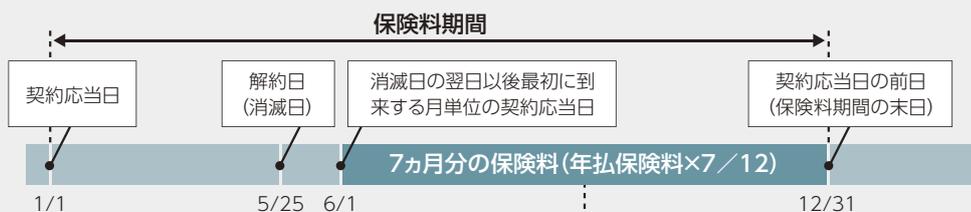
（注1）ご契約の消滅には、入院給付金日額の減額や付加されている特約の消滅を含みます。

（注2）入院給付金日額の減額等によりご契約の一部が消滅する場合は、その消滅した部分に対応する保険料に限ります。

（注3）**契約転換制度**のご利用によりご契約が消滅する場合には、その保険料相当額を転換価格に充当します。

例

- 年払契約（契約応当日：1月1日）
- 1月に年払保険料をお払い込みいただいた後、5月25日にご契約を解約された場合



消滅日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から、保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額を払い戻します。



保険料の払込方法＜回数＞が月払のご契約または保険料一時払のご契約（保険料一時払の特約を含みます。）については、上記の「年払・半年払のご契約が消滅した場合の保険料の払戻」はありません。

契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」といったときは、各月ごとの契約日に対応する日を指します。

保険料期間とは

払込期月中の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。なお、払込期月については、「保険料の払込期月について」（30ページ）をご参照ください。

契約転換制度とは

現在加入されているご契約の責任準備金や社員配当金などを新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を充実させる制度です。

2 効力を失った契約をもとに戻したい

ご契約が失効した場合でも、所定の期間内であれば復活の請求ができます。

ご契約の復活について

ご契約が失効してから1年以内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

- ご契約の復活の際には、告知または診査と、復活にともなう所定の金額の払込が必要となります。
- 当社が復活を承諾した場合には、復活にともなう所定の金額を当社が受け取った時（告知前に受け取った場合は、告知の時）から、保険契約上の責任を開始します。



- 健康状態等によっては復活できないことがあります。
- 解約を請求された後は復活できません。
- 「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約で、第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合には、復活の取扱はありません。

3 保険料の払込が困難になられたときは

入院給付金日額等の減額により、お払い込みいただく保険料の額を少なくすることができます。

入院給付金日額等の減額

お払い込みいただく保険料の額を少なくしたいときは、入院給付金日額等を減額することができます。

- 入院給付金日額等を減額したときは、減額分を解約したものと取り扱います。



- 減額後の入院給付金日額等が当社の定める金額に満たない場合には、入院給付金日額等の減額は取り扱いません。
- 主契約を減額した場合、特約も同時に減額されることがあります。また、特約を減額することにより、特約に付加されている特則も同時に減額されることがあります。

4 給付金を請求したい

被保険者が入院や手術をされたときなど、給付金の支払事由が発生した際の手続等についてご案内します。

給付金の請求手続について

給付金の請求手続における流れは次のとおりです。

※請求内容によっては、手続が異なることがあります。

1 お客さま ご連絡いただく前にご確認ください

- 当社の保険証券および「ご契約のしおりー定款・約款」(当冊子)をお手元にご用意ください。(ご契約が複数ある場合は、全件ご用意ください。)
- ご連絡いただいた際、下記のような事項についてお伺いします。

【例】

入院等された場合

- ・保険証券に記載の記号・証券番号
- ・被保険者のお名前、生年月日
- ・入院期間(入院日・退院日)
- ・入院等の原因(事故内容・傷病名など)
- ・事故日または発病時期
- ・手術名、手術日(手術を受けられている場合)

2 お客さま 請求人ご本人より当社にご連絡ください

- 担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。



セコム損保のガン保険「自由診療保険メディコムプラス」をセットしてご加入の場合、ガンと診断されたときは、早急に保険証券記載のセコム損保「メディコム・ナースコールセンター」へご連絡ください。(治療を開始される前に必ずご連絡ください。)

3 フコク生命 ご請求に必要な書類をお届けいたします

- 請求手続についてご案内し、必要な書類を郵送もしくはお届けいたします。

4 お客さま 必要書類をご準備ください

- お届けした書類の必要項目に請求人ご本人が記入、押印してください。
- ご案内した必要書類をすべてご準備ください。
- 必要書類がすべてととのいましたら、郵送にて提出してください。



診断書および公的書類の発行・お取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

5 フコク生命 書類の内容を確認させていただきます

- ご提出いただいた書類（診断書など）の内容を確認し、ご契約の約款規定にしたがって、お支払の審査を行ないます。
- 審査終了後、請求書にご記入いただいた送金方法にて、お支払いします。



- 審査の過程において、治療の経過や内容・障害の状態・事故の状況等について不明瞭な点がある場合は、医療機関への確認も含め、詳細な事実の確認を行なうことがあります。その場合、当社職員または当社より委託した会社の担当者をご自宅等に訪問のうえ確認をいたします。
- 審査の結果、最終的にお支払いできないこともあります。

6 お客さま 支払内容をご確認ください

- お支払いした後、速やかに「お支払明細書」をお送りしますので、支払内容をご確認ください。

請求手続に必要な書類

請求手続に必要な書類については、下記の約款別表などをご参照ください。

主 契 約	医療保険(16)	別表13 ➡ 96ページ
	終身医療保険(16)	別表13 ➡ 98ページ
各種特約	生活習慣病特約(16)	別表9 ➡ 101ページ
	女性疾病特約(16)	別表9 ➡ 107ページ
	がん特約(16)	別表8 ➡ 109ページ
	先進医療特約(16)	別表6 ➡ 111ページ
	移植医療特約(02)	別表3 ➡ 113ページ
	特定損傷特約(01)	別表5 ➡ 114ページ
	指定代理請求特約	別表 ➡ 115ページ

※当社は、上記の各別表に掲載した以外の書類の提出を求め、また掲載書類のうち一部の省略を認めることがあります。



- 給付金の支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、給付金の支払や保険料の払込免除の可能性があるとされる場合、ご不明な点がある場合などについても、担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。
- 給付金の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合にはご連絡ください。
- 当社からの手続に関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等が変更となった場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求制度について

被保険者が受取人となる給付金等について、被保険者ご自身が請求できない事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。

代理請求できる場合

被保険者ご本人が給付金等を請求できない次のような事情がある場合、指定代理請求人から給付金等をご請求いただけます。

- 介護を必要とする状態で意思表示ができないため、給付金等を請求できない場合
- がん等の傷病名の告知を受けていないため、給付金を請求できない場合 など

- 指定代理請求人からのご請求に際しては、被保険者が請求できない特別な事情を示す書類を提出していただき、当社の承諾を得ることが必要となります。
- 給付金を指定代理請求人にお支払いした場合には、その後被保険者ご本人からその給付金についてご請求を受けても、重複してのお支払はしません。

指定代理請求人の指定について

「指定代理請求人」は、次の範囲内から1名ご指定いただけます。なお、指定代理請求人は給付金等の請求時においても、この範囲内であることが必要です。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 上記以外の被保険者の3親等内の親族（被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方に限ります。）

- 契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。



故意に給付金の支払事由等を生じさせた者または故意に被保険者を給付金等の請求ができない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。

お願い

指定代理請求特約を付加された場合には、契約者から指定代理請求人となる方に対し、「指定代理請求人として指定されたこと」および「被保険者の代理人として給付金等を請求できること」を必ずお伝えください。

代理請求の対象となる給付金等について

指定代理請求人は、次の①②について請求することができます。

①被保険者が受取人となる次表の給付金

②契約者と被保険者が同一人である場合の保険料の払込免除

主契約・特約	代理請求の対象となる給付金
医療保険(16) 終身医療保険(16)	災害入院給付金・疾病入院給付金・入院見舞給付金・手術給付金・放射線治療給付金
生活習慣病特約(16)	生活習慣病入院給付金・生活習慣病手術給付金・生活習慣病放射線治療給付金・生活習慣病退院後療養給付金
女性疾病特約(16)	女性疾病入院給付金・女性疾病手術給付金・女性疾病放射線治療給付金・特定女性疾病入院一時給付金・出産給付金・契約者と被保険者が同一人である場合の満了時給付金
がん特約(16)	がん入院給付金・がん手術給付金・がん放射線治療給付金・3大疾病治療給付金
先進医療特約(16)	先進医療給付金
移植医療特約(02)	移植医療給付金
特定損傷特約(01)	特定損傷給付金



医療保険(16)・終身医療保険(16)とセットで加入された「自由診療保険メディコムプラス」からお支払いする保険金については、指定代理請求特約により代理請求できる給付金の対象外となります。「自由診療保険メディコムプラス」の代理請求人制度については、「自由診療保険メディコムプラス」の「ご契約のしおりー普通保険約款および特約」をご覧ください。

被保険者死亡後の給付金のご請求について

被保険者が死亡された場合で、被保険者が受取人となっている未請求の給付金があるときは、指定代理請求人（被保険者の法定相続人である場合に限り、）が、引き続き給付金の受取人の代理人として、それらの給付金を請求することができます。



代理請求をされる場合には、次の点にご留意ください。

- 指定代理請求人からのご請求にもとづいて給付金をお支払いすること等により、被保険者をご存じないまま、以後の保険料が変更されたり、特約が消滅することがあります。
- 代理請求によって給付金をお支払いした後などに、契約者または被保険者からお問合わせ・申出等を受けた場合、当社は事実にもとづいて回答・説明をせざるを得ないことがあります。このような場合、当社は、指定代理請求人に契約者または被保険者への事情説明をお任せすることがあります。

給付金をお支払いできない場合

給付金は約款の規定にもとづいてお支払いしますが、以下のように給付金をお支払いできない場合があります。「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体的な事例とあわせてご覧ください。
※給付金をお支払いできない場合は、主契約・特約によって異なります。詳細については、各主契約・特約の約款をご覧ください。

支払事由に該当しない場合・支払限度を超過した場合

給付金が支払われるのは、約款に規定されている**支払事由**に該当した場合です。したがって、以下のように支払事由に該当しない場合は、給付金をお支払いすることはできません。
約款に規定されている給付金の支払限度を超過した場合も給付金はお支払いできません。

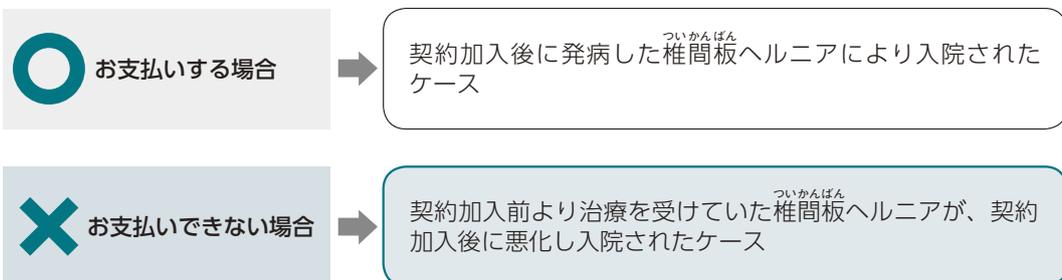
支払事由に該当しない場合等の例

- 入院給付金等について、当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合…………… **事例1**
- 約款に定めた支払日数の限度まですでに入院給付金をお支払いしている場合…………… **事例2**
- 入院先が老人保健施設など約款に定める医療機関でない場合…………… **事例3**
- 人間ドックなど治療をとまわらない入院の場合…………… **事例4**
- 入院の継続日数などの要件を満たさない場合…………… **事例5**
- 手術が約款に定める支払対象となる手術に該当しない場合…………… **事例5**

支払事由とは

約款で定める、給付金をお支払いする場合をいいます。

事例1 入院給付金のお支払（責任開始期と発病時期）



解説

- 入院給付金等は、一般的にご契約（特約）の**責任開始期**以後に発病した病気または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合が支払対象になるものと定められています。したがって、責任開始期前に発病した病気や責任開始期前の事故を原因とする場合にはお支払いできません。
- なお、次の①または②に該当したときは、給付金をお支払いすることがあります。
 - ①責任開始期前に発病した病気や責任開始期前の事故を原因とする場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年経過後の入院など、約款に特に規定があるとき。
 - ②責任開始期前に発病した病気を原因とする場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知等によって知っていたその病気に関する事実にもとづいて承諾したとき。

➡15ページ参照

責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」をご参照ください。

事例2 入院給付金のお支払（1回の入院についての支払日数限度）

○ お支払いする場合

認知症で130日入院され、いったん退院。退院の1年後に同じ病気で90日入院されたケース

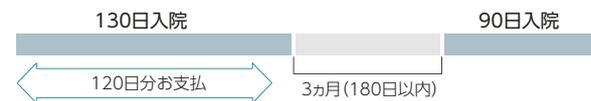
→ 1回目の入院は120日分、2回目の入院は90日分お支払いします。



✕ お支払いできない場合

認知症で130日入院され、いったん退院。退院の3ヵ月後に同じ病気で90日入院されたケース

→ 1回目の入院は120日分お支払いしますが、2回目の入院については、1回目との通算により支払日数限度（120日）を超過することとなるので、お支払いできません。



解説

- 1回の入院に対して支払われる入院給付金の支払日数限度が定められている場合、その日数をこえた入院については、入院給付金をお支払いできません。〔医療保険(16)・終身医療保険(16)の場合、1回の入院につき120日限度。ただし、**生活習慣病**により入院されたときは、支払日数限度に達した後も入院給付金をお支払いします。(支払日数無制限)〕
- 同一の病気を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、原則として1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、前回の入院の退院日の翌日から180日経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

→91ページ参照

生活習慣病については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表9 対象となる生活習慣病」をご参照ください。

事例3 入院給付金のお支払（治療を目的とした入院）

○ お支払いする場合

血便が出たため病院で受診したところ、医師より「原因を調べるため検査が必要」と指摘され、検査目的で入院をしたケース

→ 「血便」という、身体の異常をきっかけとした医師の指示による検査入院であるため、病気に対する治療の一環として、入院給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに入院をしたケース

→ **病気やけがの治療を目的としない人間ドック検査目的の入院のため、入院給付金はお支払いできません。**

解説

- なんらかの身体の異常があったため病院で受診し、治療をするにあたって検査が必要であるとの医師の指示で入院した場合は「治療を目的とした入院」と判断されるため、入院給付金をお支払いします。
- 入院給付金は、病気やけがの治療を目的として入院したときにお支払いするため、健康診断や人間ドック検査などを目的として入院したときにはお支払いできません。

事例4

急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金のお支払
(入院の継続日数などの要件)

お支払いする場合

突然胸痛が起こり「急性心筋梗塞」と診断され、1月4日～1月29日まで26日間入院されたケース

→ 「急性心筋梗塞」により20日以上継続して入院されたため、急性心筋梗塞治療給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

「脳内出血」により、10月2日～10月8日まで7日間入院し、手術をせずに投薬治療のみで退院されたケース

→ 約款に定める「脳卒中」に該当するが、「脳卒中」による入院日数が20日未満かつ所定の手術を受けられていないため、脳卒中治療給付金はお支払いできません。

解説

- 3大疾病治療給付特則を付加しているがん特約(16)において、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金を請求される場合、継続して20日以上入院されていること、または所定の手術を受けられていることが必要です。急性心筋梗塞または脳卒中と診断されただけでは、これらの給付金をお支払いすることはできません。

事例5

手術給付金のお支払(約款に定める手術への該当)



お支払いする場合

急性中耳炎により、排膿のため耳の鼓膜を切開する手術(鼓膜切開術)を受けたケース



お支払いできない場合

近視を矯正するため、レーザーによる角膜屈折矯正手術(レーシック手術)を受けたケース

→ レーザーによる角膜屈折矯正手術(レーシック手術)は公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に手術料の算定される手術として列挙されていないため、手術給付金はお支払いできません。[平成28年10月現在]

解説

- 手術給付金は、次の①または②のいずれかに該当する手術であることが**支払事由**のひとつであり、これらに該当しない手術ではお支払いすることができません。
 - ①公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている手術
 - ②先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術
- レーザーによる角膜屈折矯正手術(レーシック手術)の他にも、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる輸血や骨髄移植、検査料の算定対象となる臓器穿刺や組織採取、処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージなどは、手術料の算定対象として列挙されていない手術ではありませんので、手術給付金をお支払いすることはできません。[平成28年10月現在]
- また、美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、「治療を目的とする手術」に該当しないため、手術給付金の支払対象とはなりません。

※上記の①または②に該当する手術であっても、創傷処理やデブリードマンなど、手術給付金をお支払いできない手術があります。

→62ページ参照

手術給付金の支払事由については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」をご参照ください。

免責事由に該当した場合

約款に規定されている「給付金を支払わない場合」（免責事由）に該当した場合は、給付金の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。

※免責事由は、各主契約・特約によって異なります。詳細については、「[免責事由について](#)」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

▶78ページ参照

「免責事由について」

免責事由の例

■ 医療保険(16)・終身医療保険(16)からお支払いする給付金の場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき…………… **事例6**
- 給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 被保険者の薬物依存によるとき
- 地震、噴火または津波によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

事例6 災害入院給付金のお支払（被保険者の重大な過失による免責）

 お支払いする場合

被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、ケガで入院されたケース（被保険者の軽過失に該当）

 お支払いできない場合

被保険者が、危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し、ケガで入院されたケース
→ 被保険者に重大な過失があるため、災害入院給付金はお支払いできません。

解説

- 被保険者の重大な過失によって被保険者が入院されたときは、災害入院給付金の免責事由にあたるため、支払事由に該当していても、災害入院給付金はお支払いできません。
- 「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断は、客観的・一般的な角度から著しい不注意にあたるかどうか、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮しながら慎重に行ないます。

告知義務違反による解除の場合

契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違していた場合には、保険契約または付加されている特約が**告知義務違反**により解除となり、給付金をお支払いできないことがあります。

- 保険契約にご加入いただく際には、過去の病歴・最近の健康状態・身体の障害状態等について、被保険者ご自身が正確に告知していただく必要があります。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、**責任開始日**（復活の場合は復活の際の責任開始日）から2年以内であれば、ご契約が解除となり給付金をお支払いできないことがあります。なお、責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ただし、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、給付金をお支払いします。

ご契約の失効の場合

保険料の払込がなかったことによりご契約が**失効**した場合には、失効中に給付金の支払事由に該当しても、これをお支払いすることはできません。

詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合

次のような場合、保険契約は取消または無効となり、給付金の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料も払い戻しません。

- ①契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結（または復活）された場合
- ②契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結（または復活）したものと認められる場合

➡11ページ参照

告知義務違反による解除については、「告知義務違反について」をご参照ください。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

➡34ページ参照

復活については、「ご契約の復活について」をご参照ください。

➡31ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、保険契約または付加されている特約が解除された場合には、それらの事由が発生した後に給付金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。

- ①契約者、被保険者または給付金等の受取人が、この保険契約の給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）したとき。
- ②この保険契約の給付金等の請求に関して、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力（注1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（注2）を有していると認められるとき（注3）。
- ④他の保険契約との重複により入院給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき。
- ⑤この保険契約に付加されている特約や他の保険契約（他の保険会社等との間で締結された保険契約や共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されるなど、当社の契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約または付加されている特約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の重大な事由があったとき。
（注1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（注2）反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、契約者または給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。
（注3）③の事由にのみ該当した場合で、複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。



本項に記載した事例の給付金を「お支払いする場合」の例でも、他の「お支払いできない場合」にあてはまるときは、給付金をお支払いできないことがあります。

給付金の支払期限および支払場所について

- 給付金のご請求があった場合、当社は、その**ご請求に必要な書類が当社に到着した日**の翌日からその日を含めて5営業日以内に本社でお支払いします。
- ただし、給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、下記のとおりお支払いします。

給付金をお支払いするための確認等が必要な場合		支払期限
①給付金をお支払いするために確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内
②上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関または医師に対する照会のうち、その照会先の指定する書面等の方法による照会が必要な場合 	ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて60日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法やその他の法令にもとづく照会が必要な場合 ・専門機関による医学・工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合において、その刑事手続の結果についての捜査機関や裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合 	ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて180日以内

- 給付金をお支払いするための確認・照会・調査を行なう場合は、事前に給付金受取人に通知します。



給付金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金をお支払いしません。

ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは

完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

➡78ページ参照

免責事由については、「免責事由について」をご参照ください。

➡11ページ参照

告知義務違反については、「告知義務違反について」をご参照ください。

➡45・46ページ参照

重大事由、詐欺、不法取得目的については、「重大事由による解除の場合」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

5 給付金等の受取人の変更について知りたい

給付金等の受取人を変更する場合や受取人が死亡された場合の取扱いについてご説明します。

給付金等の受取人の変更について

- 契約者は、給付金等の受取人（給付金受取人・死亡時払戻金受取人）を変更することができます。
- 給付金等の受取人の変更には、被保険者の同意が必要です。ただし、給付金受取人を被保険者ご本人へ変更する場合、被保険者の同意は不要です。
- 給付金等の受取人を変更される場合には、当社へ通知してください。

遺言による給付金等の受取人の変更について

- 契約者は、法律上有効な遺言により、給付金等の受取人を変更することができます。この場合、契約者が亡くなられた後、契約者の相続人から当社へ通知してください。
- 給付金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。ただし、給付金受取人を被保険者ご本人へ変更する場合、被保険者の同意は不要です。



- 死亡時払戻金受取人の変更は、被保険者の死亡前に限り取り扱います。
- 当社が通知を受ける前に変更前の給付金等の受取人に給付金・払戻金をお支払いしたときは、その支払後に変更後の受取人から給付金・払戻金の請求を受けても、当社は給付金・払戻金をお支払いしません。

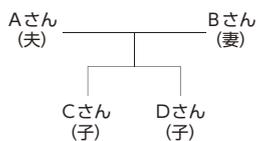
給付金等の受取人が死亡された場合

給付金等の受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。

- 新しい給付金等の受取人に変更する手続きをしていただけます。
- 給付金等の受取人が亡くなられた時以後、給付金等の受取人の変更手続きがとられていない間は、給付金等の受取人の死亡時の法定相続人が給付金等の受取人となります。この場合、給付金等の受取人となった人が2人以上いるときは、給付金・払戻金の受取割合は均等とします。

例

契約者・被保険者……Aさん
死亡時払戻金受取人……Bさん



Bさん（死亡時払戻金受取人）が死亡し、死亡時払戻金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡時払戻金受取人となります。

その後、Aさん（契約者・被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡時払戻金受取人となります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

※保険事故の発生形態によってさまざまな場合が生じることがありますので、お客さまセンターまたは最寄りの支社にご連絡ください。

6 契約を解約したい

ご契約を解約される前に、ぜひお客さまに知っておいていただきたい大切なお知らせです。

解約と払戻金について

解約をお考えのお客さまへの大切なお知らせ

解約はいつでもできます。……でも、ちょっとお待ちください。

ご契約は、ご本人やご家族の生活保障等のお役に立つ大切な財産ですから、ご継続をおすすめします。また、ご契約を途中で解約されると、多くの場合、**払戻金**はお払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金はほとんどありません。

なお、終身医療保険(16)については、解約時の払戻金はありません。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

■ 医療保険 (16)

- 入院・手術等の保障に重点を置いた保障内容のため、払い込まれた保険料のうち給付金のお支払にあてられる部分が大きく、解約された場合の払戻金は多くの場合ごく少額となり、まったくない場合もあります。
- 払戻金は、保険期間満了時にはなくなります。
- 主契約を解約されますと、これに付加されている各種特約も同時に消滅します。各種特約の払戻金は、特約の種類や経過年数などによっても異なりますが、多くの場合まったくないかあってもごくわずかです。
- 移植医療特約(02)および特定損傷特約(01)には、払戻金はありません。
- 保険料の払込がないため効力が失われたご契約についても、払戻金をお支払いできる場合があります。
- 払戻金の額は、ご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。

■ 終身医療保険 (16)

- 解約された場合の払戻金はありません。
- 主契約を解約されますと、これに付加されている各種特約も同時に消滅します。主契約と同様に、各種特約にも払戻金はありません。

7 契約者の債権者等から解約の請求があったときは

給付金受取人による保険契約の存続（介入権）について

契約者が保険契約を差し押さえられたり破産した場合に、その差押債権者や破産管財人等（以下「債権者等」といいます。）が、払戻金を取得するために保険契約を解約することがあります。このような場合でも、給付金受取人が所定の金額を債権者等に支払うことで保険契約を存続させることができます。

債権者等による解約について

契約者の債権者等による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

給付金受取人による保険契約の存続について

●契約者の債権者等が保険契約の解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において以下のいずれかに該当する給付金受取人は保険契約を存続させることができます。

- ①契約者の親族
- ②被保険者本人または被保険者の親族。ただし、契約者は除きます。

●給付金受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続を行なう必要があります。

- ①契約者の同意を得ること。
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと。
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること。（当社への通知についても期間内に行なうこと）

8 社員配当金について知りたい

社員配当金の計算や支払方法についてご説明します。

社員配当金について

社員配当金の計算

- 社員配当金は、毎年の決算により生じた剰余金をもとに、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。配当金額は、ご契約後5年ごとに通算した死差損益、利差損益および費差損益にもとづいて計算されます。
- 次のような場合には、5年ごとの支払時期が到来する前でも、社員配当金をお支払いします。
 - ・ご契約の転換をされる場合
 - ・被保険者の死亡によりご契約が消滅する場合
 - ・解約、減額などをされる場合
- 先進医療特約(16)、移植医療特約(02)および特定損傷特約(01)については、社員配当金はありません。



- 契約日から2年以内に解約、減額などをされる場合、社員配当金はありません。
- 解約、減額などをされる場合にお支払いする社員配当金は、被保険者の死亡によりご契約が消滅する場合の社員配当金よりも少ない金額となります。

社員配当金の支払方法

- 社員配当金に当社所定の利率で計算した利息をつけて積み立て（「積立配当金」といいます。）、払戻金などをお支払いするとき、または契約者からご請求があったときにお支払いします。〔積立方式〕
なお、ご契約を転換される場合には転換価格に充当します。
- 利息の計算に使用する利率（積立利率）は金利水準などにより変動します。適用される積立利率については、当社ホームページ（<http://www.fukoku-life.co.jp>）の「主な諸利率一覧」をご参照ください。

特別配当

上記のほか、社員配当金として「特別配当」を、契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすご契約に対してお支払いすることがあります。



配当金額は変動（増減）し、決算状況によっては社員配当金が0となることもあります。

9 税金について知りたい

生命保険料控除および給付金の税法上の取扱についてご説明します。

生命保険料控除について

生命保険に加入されると、「生命保険料控除」(注)として、1年間の正味払込保険料の一定額を所得税と住民税の対象となる所得から控除することができ、その分税金が安くなります。

(注) 生命保険料控除は、受取人が保険料負担者またはその配偶者その他の親族の場合に適用されます。

適用される生命保険料控除の区分について

生命保険料控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3種類の控除枠があり、主契約・特約ごとに、それぞれの保険料につき、その保障内容に応じていずれかの保険料控除が適用されます。ただし、身体の傷害のみを原因として給付金等が支払われる特約(特定損傷特約(01)など)の保険料は、生命保険料控除の対象外となります。

今回ご加入いただく保険契約において、主契約・特約ごとに適用される生命保険料控除の区分は次のようになります。

区 分	主 契 約 ・ 特 約 の 種 類
介護医療保険料控除の対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険(16) ・がん特約(16) ・女性疾病特約(16) [女性総合給付特則が付加されていない場合] ・終身医療保険(16) ・先進医療特約(16) ・生活習慣病特約(16) ・移植医療特約(02)
一般生命保険料控除の対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・女性疾病特約(16) [女性総合給付特則が付加されている場合]
生命保険料控除の対象外となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特定損傷特約(01)

控除額の計算方法について

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の各保険料控除ごとに、次表の算式で控除額を計算し、それらを合計して全体の控除額を算出します。ただし、合計で所得税12万円・住民税7万円が控除限度額となります。

■ 所得税の場合

各保険料控除における年間払込保険料(注)	控 除 さ れ る 金 額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	20,000円+ (年間払込保険料 -20,000円) ×1/2
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	30,000円+ (年間払込保険料 -40,000円) ×1/4
80,000円をこえるとき	一律40,000円
「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」あわせて12万円が限度	

■ 住民税の場合

各保険料控除における年間払込保険料(注)	控 除 さ れ る 金 額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	12,000円+ (年間払込保険料 -12,000円) ×1/2
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	22,000円+ (年間払込保険料 -32,000円) ×1/4
56,000円をこえるとき	一律28,000円
「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」あわせて7万円が限度	

(注) **社員配当金**が支払われた（積み立てられた）ご契約については、払い込んだ保険料の合計額から支払われた（積み立てられた）配当金額を差し引いた残額が「年間払込保険料」となります。

●当社が「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。



上記は平成28年10月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

給付金の税法上の取扱いについて

給付金（満了時給付金は除きます。）は、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族の場合には、全額非課税扱となります。



上記は平成28年10月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

社員配当金とは

毎年の決算による剰余金をもとに、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いするお金のことをいいます。

『医療大臣プレミアエイト』 の商品内容について

1. 医療保険(16)・
終身医療保険(16)について ……56 ページ
2. 保険料の払込免除について ……77 ページ
3. 免責事由について ……78 ページ

1 医療保険(16)・終身医療保険(16)について

1 特長と仕組み

医療保険(16)・終身医療保険(16)の特長

特長1 日帰り入院から保障します。

病気や不慮の事故による入院を保障します。入院給付金は入院日数に応じてお支払いし、日帰り入院から1回の入院につき120日・通算1,095日まで保障します。さらに、医療保険(16)に入院見舞給付特則が付加されている場合には、入院給付金日額の10日分の給付金(入院見舞給付金)を入院給付金に上乗せしてお支払いします。
※終身医療保険(16)には、入院見舞給付特則は付加できません。

特長2 8大生活習慣病による入院を支払日数無制限で保障します。

8大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患・脾疾患)による入院については、上記の支払日数限度に達した後も入院給付金をお支払いします。(支払日数無制限)

特長3 手術・放射線治療を幅広く保障します。

病気や不慮の事故で公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療を受けたとき、手術給付金・放射線治療給付金をお支払いします。入院給付金日額に対する給付倍率は、入院中に受けた手術は20倍、外来で受けた手術は5倍、放射線治療は10倍となります。
※一部、支払対象とならない手術があります。

特長4 特約を付加することで保障内容を充実させることができます。

お客さま一人ひとりのニーズにあわせて各種特約を付加することで、次のような保障を確保することができます。

- 生活習慣病、がんまたは女性特有の病気による入院・手術・放射線治療の保障
：生活習慣病による退院後の通院に対する保障や3大疾病に対する重点保障、出産されたときの給付金など、特約の内容をさらに充実させるオプション(特則)もご用意しています。

- 先進医療による療養や所定の移植術などを受けたときの保障

- 特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)に対する保障

※一部、終身医療保険(16)には付加できない特約があります。

医療保険(16)・終身医療保険(16)の仕組み

医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕の仕組みは次のとおりとなります。

	医療保険(16)	終身医療保険(16)
保険期間	<p>有期</p> <p>【医療保険(16)】 ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・入院見舞給付金(注1) ・手術給付金 ・放射線治療給付金</p> <p>自動更新</p> <p>ご契約 保険期間 最高 満了 80歳まで</p>	<p>終身</p> <p>【終身医療保険(16)】 ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金</p> <p>ご契約 終身保障</p>
保険料払込期間	保険期間と同一、一時払または短期払	終身
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約は最高80歳まで自動的に更新します。 ●更新の際に保障内容を見直すことができます。 ●保険料は更新時に変更されます。 ●更新にかえて、保障内容を終身医療保険に変更することもできます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間は終身であり、更新はありません。 ●保障内容は保険期間を通じて一定です。 ●保険料は保険料払込期間を通じて一定(注2)です。
払戻金	ご契約を解約された場合や保険期間中に死亡された場合には、 払戻金 をお支払いします(払戻金がない場合もあります)。	払戻金 はありません。

(注1) 入院見舞給付金は、医療保険(16)に入院見舞給付特則が付加されている場合に限りお支払いします。

(注2) 一部の特約を除きます。また、保険料の払込方法<経路>の変更などによって保険料が変わる場合があります。

➡59ページ参照

更新については、「ご契約の更新について」をご参照ください。

➡49ページ参照

払戻金については、「解約と払戻金について」をご参照ください。

ご契約にあたって

こんなときは

『医療大臣プレミアエイト』の商品内容について

2 付加できる特約について

付加できる特約の種類

医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕に付加できる特約は次のとおりです。各特約の保障内容等の詳細については、ご契約のしおりの該当ページおよび約款をご覧ください（給付金などのお支払にあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。）。

特約の名称	保障の対象（概要）	ご契約のしおりの該当ページ
生活習慣病特約(16)	生活習慣病による入院・手術等を対象とします。 生活習慣病による退院後の通院を保障する「退院後療養給付特則」を付加することができます。	66ページ
女性疾病特約(16)	がんや女性特有の病気などによる入院・手術等を対象とします。 特定の病気による入院時、出産時および保険期間満了時に給付金をお支払いする「女性総合給付特則」を付加することができます。	68ページ
がん特約(16)	がんによる入院・手術等を対象とします。 がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の条件に該当した場合に給付金をお支払いする「3大疾病治療給付特則」を付加することができます。	70ページ
先進医療特約(16)	先進医療による療養を対象とします。	72ページ
移植医療特約(02)	所定の移植術および骨髄の採取手術を対象とします。	74ページ
特定損傷特約(01)	不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂を対象とします。	76ページ

※保険期間が22歳満期の医療保険(16)には、特約を付加することはできません。

※女性疾病特約(16)は、終身医療保険(16)には付加できません。

3 ご契約の更新および終身医療保険(16)への変更制度について

ご契約の更新について

医療保険(16)の更新

医療保険(16)の保険期間満了の日の2ヵ月前(注1)までに契約者から保険契約を更新しない旨の申出がない限り、ご契約は、保険期間満了の日の翌日(更新日)に、被保険者の健康状態に関係なく自動的に更新します。

この場合、医療保険(16)に特約が付加されているときは、その特約も同時に更新します。(注2)

- ご契約の更新は、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえない範囲内で取り扱います。
- 特定損傷特約(01)の更新は、医療保険(16)の保険期間の範囲内、かつ、更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が60歳をこえない範囲内で取り扱います。
- 更新前のご契約からすでに給付金をお支払いしている場合には、更新後もそれを通算して給付金の支払限度に関する規定を適用します。
- 更新後のご契約には、更新日における約款、特約条項を適用し、更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、同一の保障内容で更新する場合、更新後の保険料は、通常更新前より高くなります。

(注1) 集団扱契約・特別集団扱契約の場合は2週間前までとします。

(注2) 女性疾病特約(16)に付加された女性総合給付特約の更新は取り扱いません。

また、先進医療特約(16)および移植医療特約(02)の更新については、次の「先進医療特約(16)・移植医療特約(02)の更新」をご覧ください。

先進医療特約(16)・移植医療特約(02)の更新

先進医療特約(16)および移植医療特約(02)は、特約の保険期間が満了する2ヵ月前までに契約者から特約を更新しない旨の申出がない限り、特約の保険期間満了の日の翌日(更新日)に、被保険者の健康状態に関係なく自動的に更新します。

- 主契約が医療保険(16)の場合、特約の更新は、主契約の保険期間の範囲内で取り扱います。また、特約の保険期間満了時に主契約の更新が行なわれる場合は、これらの特約も主契約と同時に更新されます。
- 主契約が終身医療保険(16)の場合、特約の更新は、更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえない範囲内で取り扱います。
- 更新前の特約からすでに給付金をお支払いしている場合には、更新後もそれを通算して給付金の支払限度に関する規定を適用します。
- 先進医療特約(16)の更新後の特約には、更新日における特約条項を適用し、更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって更新後の保険料は、通常更新前より高くなります。
- 移植医療特約(02)の更新後の特約には、更新日における特約条項を適用し、更新後の保険料は、更新日現在の保険料率により計算します。

更新後の入院給付金日額等

更新後の主契約・特約の入院給付金日額等は、更新前と同一とします。ただし、保険期間満了の日の2ヵ月前までに契約者から当社にお申し出いただくことにより、当社の定める範囲内で入院給付金日額等を減額して更新することができます。

更新後の保険料の払込

- 更新後の**保険料の払込方法**は、更新前と同一とします。
- 更新後の第1回保険料は、更新日を含む月の末日までにお払い込みいただきます。
この第1回保険料が**猶予期間**の満了日までに払い込まれなかった場合、更新対象の主契約・特約は更新日にさかのぼって消滅するものとします。



次の場合には更新は取り扱いません。

- 更新前のご契約に特別保険料領収法による**特別条件**が付けられているとき。
- 更新前のご契約の最終の保険料が払い込まれていないとき。
- ご契約の更新の際に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。ただしその場合、当社が定める別の保険契約を締結することにより、更新の取扱いに代えることがあります。

➡28ページ参照

保険料の払込方法については、「保険料の払込方法について」をご参照ください。

➡31ページ参照

猶予期間については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

➡11ページ参照

特別条件については、「傷病歴等がある方への引受対応について」をご参照ください。

医療保険(16)から終身医療保険(16)への変更制度について

医療保険(16)は、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が15歳以上75歳以下の場合、ご契約の更新に代えて、保険期間の満了時に無選択で契約内容を終身医療保険(16)に変更することができます。この場合、医療保険(16)の保険期間満了の日の翌日を終身医療保険(16)への変更日とします。

終身医療保険(16)への変更をご希望の方は、保険期間満了の日の1ヵ月前までに当社にお申し出ください。

- 医療保険(16)を終身医療保険(16)に変更する場合、医療保険(16)に付加されている各種特約については、次のとおり取り扱います。
 - ・女性疾病特約(16)
変更後の終身医療保険(16)には付加できません。
 - ・先進医療特約(16)、移植医療特約(02)および特定損傷特約(01)
当社所定の保険期間の特約に変更します。
 - ・上記以外の特約
保険期間が終身の特約に変更します。
- 終身医療保険(16)の入院給付金日額、特約の入院給付金日額・給付金額等は、変更前と同額とします。
- 変更前のご契約からすでに給付金をお支払いしている場合には、変更後もそれを通算して給付金の支払限度に関する規定を適用します。
- 変更後の終身医療保険(16)および特約には、変更日における約款・特約条項を適用し、変更後の保険料は、変更日現在の被保険者の年齢および保険料率により計算します。
- 医療保険(16)の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が75歳をこえる場合でも、契約者から申出があれば、申出日から2ヵ月を経過した直後の年単位の契約応当日を変更日として、終身医療保険(16)への変更を取り扱います。ただし、変更日における被保険者の年齢が75歳以下の場合に限ります。
- 変更後の終身医療保険(16)の第1回保険料は、変更日を含む月の末日までにお払い込みください。



次の場合には、終身医療保険(16)への変更は取り扱いません。

- 医療保険(16)の保険料の払込が免除されているとき。
- 医療保険(16)に次のいずれかの**特別条件**が付けられているとき。
 - ア. 特別保険料領収法
 - イ. 給付金削減支払法 (削減期間が満了していないものに限ります。)
 - ウ. 特定部位不担保法 (不担保期間が満了していないものに限ります。)
- 変更前の医療保険(16)の最終の保険料が払い込まれていないとき。
- 終身医療保険(16)への変更の際に、当社が終身医療保険(16)の締結を取り扱っていないとき。ただし、当社が終身医療保険(16)と同種の他の保険契約の締結を取り扱っている場合限り、その保険契約への変更を取り扱います。

▶11ページ参照

特別条件については、「傷病歴等がある方への引受対応について」をご参照ください。

4 お支払いする給付金

医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕

医療保険(16)・終身医療保険(16)からお支払いする給付金は次のとおりです。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
災害入院給付金	保険期間中に、責任開始期以後の 不慮の事故 により180日以内に 入院 し、その 入院日数が1日 以上のとき。	(入院給付金日額) × (入院日数)	給付金 受取人
疾病入院給付金	保険期間中に、責任開始期以後の 疾病 により 入院 し、その 入院日数が1日 以上のとき。		
手術給付金	保険期間中に、責任開始期以後の原因により所定の手術を受けられたとき。	入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 (入院給付金日額) × 20 上記の入院中以外に受けた手術 (入院給付金日額) × 5	
放射線治療給付金	保険期間中に、責任開始期以後の原因により所定の放射線治療を受けられたとき。	(入院給付金日額) × 10 (60日の間に1回限り)	

- 医療保険(16)に入院見舞給付特則が付加されている場合には、上記のほか次の給付金をお支払いします。
なお、終身医療保険(16)には入院見舞給付特則を付加できません。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
入院見舞給付金	災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当し、それらの給付金が支払われるとき。(注)	1回の入院につき (入院給付金日額) × 10	給付金 受取人

(注) 支払事由に該当したときの被保険者の年齢が満3歳未満の場合、入院見舞給付金はお支払いしません。ただし、満3歳の誕生日を含んで継続して入院された場合には、その誕生日を入院の開始日とみなして入院見舞給付金をお支払いします。

入院給付金の支払限度について

- 入院給付金の支払日数限度は、災害入院給付金、疾病入院給付金それぞれについて、1回の入院につき120日、通算1,095日とします。
ただし、上記の支払日数限度に到達した日の翌日以後に、**生活習慣病**の治療を直接の目的として入院された場合には、その入院日数分の疾病入院給付金をお支払いします。(支払日数無制限)

1回の入院について

- 同一の不慮の事故による入院は、1回の入院として取り扱います。ただし、その事故の日から180日以内に開始した入院に限ります。
- 同一の疾病(注)による入院は、1回の入院として取り扱います。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院は、新たな疾病による入院として取り扱います。
(注) 医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病は、病名が異なる場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。

➡88ページ参照

不慮の事故および入院については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表3 対象となる不慮の事故」「別表2 入院」をご参照ください。

入院日数が1日とは

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして当社が判断します。

➡91ページ参照

生活習慣病については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表9 対象となる生活習慣病」をご参照ください。

手術給付金の支払対象となる手術について

手術給付金の支払対象となる**手術**は、次のアまたはイのいずれかに該当する手術です。

支払対象となる手術	左記のうち対象外となる手術
ア. 公的医療保険制度 における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術（注）	①創傷処理 ②皮膚切開術 ③デブリードマン ④骨または関節の 非観血的 または 徒手 的な整復術、整復固定術および授動術 ⑤抜歯手術 ⑥鼻腔粘膜焼灼術（下甲介粘膜焼灼術・下甲介粘膜レーザー焼灼術を含む。）
イ. 先進医療 に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術	①歯、義歯または歯肉の処置にともなう手術 ②上記アの対象外となる①創傷処理～⑥鼻腔粘膜焼灼術（下甲介粘膜焼灼術・下甲介粘膜レーザー焼灼術を含む。）の手術 ③診断および検査を主目的とした診療行為 ④輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為

（注）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術のみが対象となります。

- 手術給付金の支払対象となる複数の手術を同じ日に受けられた場合は、支払額のもっとも高い1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して手術を受けられた場合に、手術料が1回のみ算定される手術があります。これらの手術を受けられた場合には、支払額のもっとも高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
該当する手術には、次のようなものがあります。〔平成28年10月現在〕

- | | |
|----------------|-----------------|
| ●超音波骨折治療法 | ●体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 |
| ●難治性骨折電磁波電気治療法 | ●体外衝撃波胆石破碎術 |
| ●難治性骨折超音波治療法 | ●皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 など |

- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術があります。その手術を受けられた場合には、1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。
該当する手術には、次のようなものがあります。〔平成28年10月現在〕

- | | |
|----------------|----------------------|
| ●大動脈バルーンパンピング法 | ●補助人工心臓 |
| ●人工心臓 | ●植込型補助人工心臓（拍動流型） |
| ●経皮的な心肺補助法 | ●植込型補助人工心臓（非拍動流型） など |

- 手術給付金の支払対象となる先進医療については、当社ホームページ〔<http://www.fukoku-life.co.jp>〕にてご確認いただけます。

▶89ページ参照

手術の詳細については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表5 手術」をご参照ください。

▶90ページ参照

公的医療保険制度については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表7 公的医療保険制度」をご参照ください。

非観血的とは

切開等の出血をともなう操作を含まないことをいいます。

徒手とは

手によって行なうことをいいます。

▶72・90ページ参照

先進医療については、「支払対象となる先進医療について」および医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表8 先進医療」をご参照ください。



- 医科診療報酬点数表は、手術を受けられた時点のものが適用されます。
- 医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されていない次のような診療行為は、手術給付金の支払対象となりません。〔平成28年10月現在〕
 - ・ 手術料の算定対象として列挙されていないレーザーによる角膜屈折矯正手術（レーシック手術）など
 - ・ 輸血料の算定対象となる輸血、骨髄採取、末梢血幹細胞採取、骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植など
 - ・ 検査料の算定対象となる臓器穿孔、組織採取など
 - ・ 処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージ、留置カテーテル設置など
- 当社は、次のアまたはイのいずれかの事由が給付金の支払事由に影響を及ぼすと認められたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって給付金の支払事由を変更することがあります。
 - ア. 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - イ. 医療技術の変化

放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について

放射線治療給付金の支払対象となる**放射線治療**は、次のアまたはイのいずれかに該当する放射線治療です。

支払対象となる放射線治療

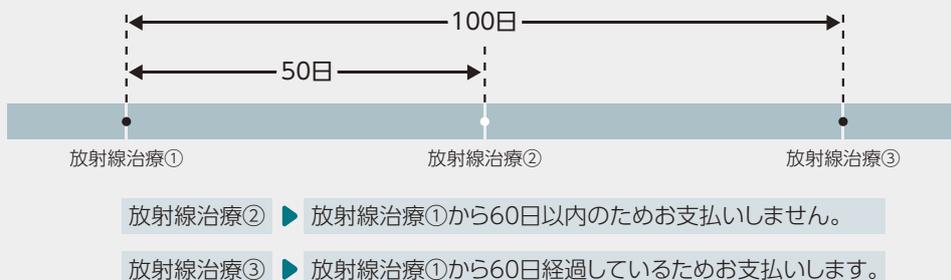
- ア. **公的医療保険制度**における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（注）
- イ. **先進医療**に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為

（注）歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のみが対象となります。

- 放射線治療給付金をお支払いした場合、その支払対象となった放射線治療の治療日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金はお支払いしません。

放射線治療給付金の支払例

放射線治療①に対して放射線治療給付金をお支払いした場合



- 放射線治療給付金の支払対象となる複数の放射線治療を同じ日に受けられた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
- 放射線治療給付金の支払対象となる先進医療については、当社ホームページ〔<http://www.fukoku-life.co.jp>〕にてご確認ください。

➡90ページ参照

放射線治療の詳細については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表6 放射線治療」をご参照ください。

➡90ページ参照

公的医療保険制度については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表7 公的医療保険制度」をご参照ください。

➡72・90ページ参照

先進医療については、「支払対象となる先進医療について」および医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表8 先進医療」をご参照ください。



- 医科診療報酬点数表は、放射線治療を受けられた時点のものが適用されます。
- 血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被保険者ではなく輸血用血液に対して放射線照射を行なうものであることから、放射線治療給付金の支払対象となりません。
- 当社は、次のアまたはイのいずれかの事由が給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって給付金の支払事由を変更することがあります。
 - ア. 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - イ. 医療技術の変化

被保険者が死亡された場合について

医療保険(16)	<p>被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡時払戻金受取人に払戻金（責任準備金相当額とします。）をお支払いします。</p> <p>※付加されている特約に払戻金がある場合は同時にお支払いします。</p> <p>※死亡時払戻金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合には、払戻金はお支払いしません。</p>
終身医療保険(16)	<p>被保険者が死亡された場合の払戻金はありません。</p>

生活習慣病特約(16)

特約の保険期間中に、生活習慣病により入院されたときまたは手術もしくは放射線治療を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
生活習慣病 入院給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 生活習慣病 により入院し、その 入院日数が1日 以上のとき。	(生活習慣病入院給付金日額) ×(入院日数)	主契約の 給付金 受取人
生活習慣病 手術給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 生活習慣病 により所定の手術を受けられたとき。	主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 (生活習慣病入院給付金日額) ×20 上記の入院中以外に受けた手術 (生活習慣病入院給付金日額) ×5	
生活習慣病 放射線治療 給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 生活習慣病 により所定の放射線治療を受けられたとき。	(生活習慣病入院給付金日額) ×10 (60日の間に1回限り)	

●生活習慣病特約(16)に退院後療養給付特則が付加されている場合には、上記のほか次の給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
生活習慣病 退院後療養 給付金	特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する 通院 をされたとき。 ア. 生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する15日以上継続した入院の退院後、かつ所定の期間(注)中の通院 イ. アの入院の原因となった生活習慣病による通院	通院した日を含む月ごとに 特則給付金額	主契約の 給付金 受取人

(注) 支払の対象となる期間については、「生活習慣病退院後療養給付金の支払について」(67ページ)をご覧ください。

➡100ページ参照

生活習慣病については、生活習慣病特約(16)「別表1 対象となる生活習慣病」をご参照ください。

入院日数が1日とは

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして当社が判断します。

➡101ページ参照

通院については、生活習慣病特約(16)「別表8 通院」をご参照ください。

給付金の支払限度について

- 生活習慣病入院給付金の支払日数は、1回の入院、通算とも無制限です。
- 生活習慣病退院後療養給付金の支払は、通算120ヵ月分を限度とします。

生活習慣病手術給付金の支払対象となる手術について

- 生活習慣病手術給付金の支払対象となる手術については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「[手術給付金の支払対象となる手術について](#)」をご覧ください。

➡63ページ参照

「手術給付金の支払対象となる手術について」

生活習慣病放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について

- 生活習慣病放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「[放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について](#)」をご覧ください。

➡64ページ参照

「放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について」

生活習慣病退院後療養給付金の支払について

- 生活習慣病退院後療養給付金は、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する15日以上継続した入院の退院後、その入院の原因となった生活習慣病の治療を直接の目的として通院された場合にお支払いします。ただし、退院日の翌日を含む月の初日から起算して12ヵ月を経過するまでの期間中の通院に限ります。

支払例

【例】生活習慣病により15日以上継続して入院し、2017年1月6日に退院した場合



- 退院日の翌日(2017年1月7日)以後、その日を含む月の初日から起算して12ヵ月を経過する2017年12月31日までの期間中の通院が対象となります。
- 対象期間中の2017年1月・2月・3月・5月・7月・8月・11月・12月に通院したため、8ヵ月分の生活習慣病退院後療養給付金をお支払いします。
 - ※同一の月に複数回通院した場合でも、生活習慣病退院後療養給付金は1ヵ月分の支払となります。
 - ※2018年1月については、対象期間経過後の通院のため給付金はお支払いしません。

女性疾病特約(16)

特約の保険期間中に、女性疾病により入院されたときまたは手術もしくは放射線治療を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
女性疾病 入院給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 女性疾病 により入院し、その 入院日数が1日 以上のとき。	(女性疾病入院給付金日額) ×(入院日数)	主契約の 給付金 受取人
女性疾病 手術給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 女性疾病 により所定の手術を受けられたとき。	主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 (女性疾病入院給付金日額) ×20 上記の入院中以外に受けた手術 (女性疾病入院給付金日額) ×5	
女性疾病 放射線治療 給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 女性疾病 により所定の放射線治療を受けられたとき。	(女性疾病入院給付金日額) ×10 (60日の間に1回限り)	

●女性疾病特約(16)に女性総合給付特則が付加されている場合には、上記のほか次の給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
特定女性疾病 入院一時給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の特定女性疾病(注1)により入院し、その 入院日数が1日 以上のとき。	1回の入院につき 5万円	主契約の 給付金 受取人
出産給付金	責任開始日 から2年を経過した後(注2)の特約の保険期間中に出産されたとき。	出産した子1人につき 3万円	
満了時給付金	特約の保険期間満了時に生存されているとき。	・出産給付金を支払ったとき 満了時給付金額(注3)−3万円 ・上記以外の場合 満了時給付金額(注3)	契約者

(注1) 特定女性疾病とは、女性疾病入院給付金・女性疾病手術給付金・女性疾病放射線治療給付金の対象となる女性疾病のうち特定の病気をいい、乳房や女性生殖器のがん、子宮筋腫、卵巣機能障害などがこれに該当します。詳細については、女性疾病特約(16)の「別表2 対象となる特定女性疾病」をご参照ください。

(注2) 復活が行なわれた場合には、特約の締結の際の責任開始日から2年、かつ最後の復活の際の責任開始日から1年を経過した後とします。

(注3) 満了時給付金額は、特約の保険期間に応じて次のとおりです。

保険期間	10年	15年	20年
満了時給付金額	20万円	25万円	35万円

▶103ページ参照

女性疾病については、女性疾病特約(16)「別表1 対象となる女性疾病」をご参照ください。

入院日数が1日とは

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして当社が判断します。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

▶106ページ参照

女性疾病特約(16)「別表2 対象となる特定女性疾病」

▶34ページ参照

復活については、「ご契約の復活について」をご参照ください。

給付金の支払限度について

- 女性疾病入院給付金の支払日数限度は、1回の入院につき120日、通算1,095日とします。
ただし、上記の支払限度に達した日の翌日以後に、**がん・上皮内がん**の治療を直接の目的として入院された場合には、その入院日数分の女性疾病入院給付金をお支払いします。
- 特定女性疾病入院一時給付金の支払は、通算10回を限度とします。

1回の入院について

- 女性疾病入院給付金の支払において、同一の女性疾病（注）による入院は1回の入院として取り扱います。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院は、新たな女性疾病による入院として取り扱います。また、特定女性疾病入院一時給付金の支払における同一の特定女性疾病（注）による入院についても、これと同様に扱います。
（注）女性疾病特約(16)の「別表1 対象となる女性疾病」・「別表2 対象となる特定女性疾病」において、同一の「女性疾病の種類」・「特定女性疾病の種類」に分類されている疾病は、それぞれすべて同一の女性疾病・特定女性疾病とします。また、医学上重要な関係にあるとされる一連の女性疾病・特定女性疾病は、病名が異なる場合であっても同一の女性疾病・特定女性疾病として取り扱います。

女性疾病手術給付金の支払対象となる手術について

- 女性疾病手術給付金の支払対象となる手術については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「手術給付金の支払対象となる手術について」をご覧ください。

女性疾病放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について

- 女性疾病放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について」をご覧ください。

出産給付金の支払対象となる出産について

- 出産給付金の支払対象となる出産は、妊娠85日以上分娩をいい、生産のほか**死産**を含みます。ただし、死産については、その死産により女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金が支払われるものに限りません。

▶103ページ参照

がん・上皮内がんとは、女性疾病特約(16)「別表1 対象となる女性疾病」中、「女性疾病の種類」が「がん（悪性新生物）」に区分されるものをいいます。

▶103・106ページ参照

女性疾病特約(16)「別表1 対象となる女性疾病」・「別表2 対象となる特定女性疾病」

▶63ページ参照

「手術給付金の支払対象となる手術について」

▶64ページ参照

「放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について」

死産とは

死児（出産後において心臓搏動、随意筋の運動および呼吸のいずれも認めないもの）の出産をいいます。

がん特約(16)

特約の保険期間中に、がんにより入院されたときまたは手術もしくは放射線治療を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
がん入院給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後に診断確定された がん・上皮内がん により入院し、その 入院日数が1日 以上のとき。	(がん入院給付金日額) ×(入院日数)	主契約の 給付金 受取人
がん手術給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後に診断確定された がん・上皮内がん により所定の手術を受けられたとき。	主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 (がん入院給付金日額) × 20 上記の入院中以外に受けた手術 (がん入院給付金日額) × 5	
がん 放射線治療 給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後に診断確定された がん・上皮内がん により所定の放射線治療を受けられたとき。	(がん入院給付金日額) × 10 (60日の間に1回限り)	

●がん特約(16)に3大疾病治療給付特則が付加されている場合には、上記のほか次の給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
3 大 疾 病 治 療 給 付 金	がん 治療給付金	特則給付金額	主契約の 給付金 受取人
	急性心筋梗塞 治療給付金		
	脳卒中 治療給付金		

➡108ページ参照

がん・上皮内がんについては、がん特約(16)「別表1 対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中」中の「がん(悪性新生物)」をご参照ください。

入院日数が1日とは

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして当社が判断します。

➡108ページ参照

急性心筋梗塞・脳卒中については、がん特約(16)「別表1 対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中」中の「急性心筋梗塞」「脳卒中」をご参照ください。

給付金の支払限度について

- がん入院給付金の支払日数は、1回の入院、通算とも無制限です。
- 3大疾病治療給付金の支払は、がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金および脳卒中治療給付金の支払回数をすべて通算して10回を限度とします。

給付金の支払対象となる手術について

- がん手術給付金、急性心筋梗塞治療給付金および脳卒中治療給付金の支払対象となる手術については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「[手術給付金の支払対象となる手術について](#)」をご覧ください。

がん放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について

- がん放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「[放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について](#)」をご覧ください。



- 特約の**責任開始日**から90日以内に診断確定された乳がん（乳房の上皮内がんを含みます。）については、がん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金およびがん治療給付金の支払対象とはなりません。
- 被保険者が**責任開始期前**にがんまたは上皮内がんと診断確定されたことがある場合、がん治療給付金はお支払いできません。
- がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金または脳卒中治療給付金をお支払いした後、その支払事由該当日から2年以内に再度同じ給付金の支払事由に該当した場合には、その給付金はお支払いしません。
※異なる種類の給付金（がん治療給付金と脳卒中治療給付金など）の支払事由該当日の間隔については、制限はありません。
- 急性心筋梗塞治療給付金の支払対象は、虚血性心疾患のうちの急性心筋梗塞（再発性心筋梗塞を含みます。）とし、狭心症等は対象外となります。
- 脳卒中治療給付金の支払対象は、脳血管疾患のうちのくも膜下出血、脳内出血、脳梗塞とします。
- がん入院給付金日額の減額があった場合には、3大疾病治療給付特則が同時に消滅したり、特則給付金額が自動的に減額されることがあります。

➡63ページ参照

「手術給付金の支払対象となる手術について」

➡64ページ参照

「放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について」

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

先進医療特約(16)

特約の保険期間中に先進医療による療養を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
先進医療給付金	特約の保険期間中に、所定の先進医療による療養を受けられたとき。	先進医療の技術に係る費用と同額	主契約の給付金受取人

➡111ページ参照

療養および先進医療の技術に係る費用については、先進医療特約(16)「別表1 療養」「別表3 先進医療の技術に係る費用」をご参照ください。

先進医療給付金の支払限度について

- 先進医療給付金の支払は、支払額を通算して2,000万円を限度とします。

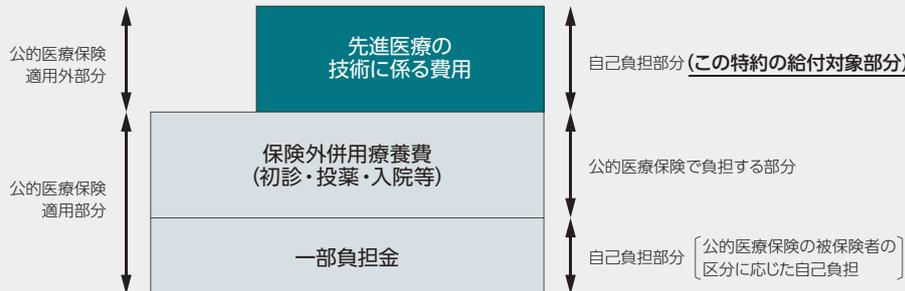
支払対象となる先進医療について

- 先進医療**は、一般の医療水準を超えた高度の医療技術や先進的な医療技術を用いた診断治療で、厚生労働大臣によって医療技術ごとに定められた施設基準を満たす医療機関で行なわれています。この先進医療の医療費のうち先進技術部分は、健康保険などの公的医療保険制度の給付対象とならないため、全額自己負担とされます。

➡111ページ参照

先進医療については、先進医療特約(16)「別表2 先進医療」をご参照ください。

先進医療を受けた場合の費用



※先進医療による療養を受けた場合、一般治療と共通する初診・投薬・入院等は、保険外併用療養費として公的医療保険の給付対象となります。

- 先進医療給付金の支払対象となる「先進医療による療養」とは、療養を受けた時点において、告示にもとづき厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限りです。
- この特約の保険期間中に厚生労働大臣が新たに先進医療として定めた医療技術は、この特約の給付金の支払対象となります。一方、保険診療への導入により公的医療保険の給付対象となった医療技術および先進医療としての承認を取り消された医療技術は、支払対象から外れます。
- 先進医療の医療技術およびその取扱医療機関については、当社ホームページ (<http://www.fukoku-life.co.jp>) でご確認いただけます。ただし、ホームページに記載がある場合でも、その方法・症例等によっては先進医療に該当しないことや、取扱医療機関が先進医療の実施を見合わせていることがあります。また、当社ホームページは厚生労働省のホームページなどをもとに定期的に更新を行ないますが、その更新前に、保険診療への導入や承認取消などにより記載の医療技術が先進医療でなくなる場合もあります。先進医療に該当するかどうかは、必ず治療を受ける前に主治医の先生にご確認ください。

なお、先進医療の医療技術および取扱医療機関については厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) でもご確認いただけます。



当社は、公的医療保険制度の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

移植医療特約(02)

特約の保険期間中に所定の移植術または骨髄提供のための骨髄採取手術を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
移植医療給付金	特約の保険期間中に、当社所定の条件を満たす 移植術 (心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓・骨髄の各移植術)を受けられたとき。(被保険者が受容者の場合に限りです。)	(特約基本保険金額) ×(所定の給付割合)	主契約の 給付金 受取人
	当社所定の条件を満たす 骨髄幹細胞採取手術 を受けられたとき。		

▶75ページ参照

移植術・骨髄幹細胞採取手術については、75ページをご覧ください。

移植医療給付金の給付割合および支払限度について

●各移植術および骨髄幹細胞採取手術に対する給付割合は、次のとおりとします。

給付の対象		給付割合
移植術	心臓移植術	100%
	肺移植術	100%
	肝臓移植術	100%
	脾臓移植術	100%
	小腸移植術	100%
	腎臓移植術	30% (2回目以降のお支払は10%)
	骨髄移植術	30% (2回目以降のお支払は10%)
骨髄幹細胞採取手術		3%

- 移植医療給付金の支払は、給付割合を通算して100%を限度とします。
- 腎臓移植術および骨髄移植術に対する給付金の支払は、それぞれこの特約の保険期間を通じて3回を限度とします。
- 骨髄幹細胞採取手術に対する給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて2回を限度とします。

支払対象となる移植術および骨髄幹細胞採取手術について

- 移植医療給付金は、被保険者が次の条件のすべてを満たす**移植術**または**骨髄幹細胞採取手術**を受けられたときにお支払いします。

移植術の条件

- 責任開始期以後に生じた疾病または不慮の事故その他の外因を直接の原因とする移植術であること。
- 主契約の約款に定める**病院**または**診療所**において受けた移植術であること。ただし、日本国外にある医療施設で移植術を受けた場合は、次のアおよびイのいずれにも該当する移植術であることを要します。
 - ア. 日本国内の医師が被保険者に対して必要と診断した移植術であること。
 - イ. 前アの医師により紹介された医療施設において受けた移植術であること。
- **臓器売買等の行為**に該当しない移植術であること。

骨髄幹細胞採取手術の条件

- 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術であること。
- 主契約の約款に定める**病院**または**診療所**において受けた骨髄幹細胞採取手術であること。
- **臓器売買等の行為**に該当しない骨髄幹細胞採取手術であること。

- 給付金の支払対象となる移植術とは、臓器および組織の機能に障害がある者に対し臓器および組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器および組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術・肺移植術・肝臓移植術・脾臓移植術・小腸移植術・腎臓移植術・骨髄移植術（造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限ります。）（注1）とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植および人工臓器による移植術は、給付金の支払対象とはなりません。また、自家移植および再移植については、次の場合のみ支払対象となります。（注2）

自家移植	骨髄移植術における自家移植
再移植	腎臓移植術または骨髄移植術において、責任開始期以後に初めて当該移植術を受けこの特約の給付金が支払われることとなった後、同一の臓器または組織について受けた再移植

（注1）「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植^{さいたいけつ}を含み、固形腫瘍に対する抗がん剤療法および放射線療法にともなう骨髄移植は含みません。

（注2）その他詳細については、**移植医療特約(02)の別表1**の備考をご覧ください。

- 給付金の支払対象となる骨髄幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞の採取手術をいいます。ただし、自家移植の場合を除きます。
- 同時に2種類以上の移植術を受けられたときは、最も給付割合の高いいずれか1種類の移植術を受けたものとみなして、給付金をお支払いします。



当社は、臓器の移植に関する法律および同法にもとづく命令の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

➡112ページ参照

移植術および骨髄幹細胞採取手術の詳細については、移植医療特約(02)「別表1 対象となる移植術・骨髄幹細胞採取手術および給付割合表」をご参照ください。

➡88ページ参照

病院または診療所については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表1 病院または診療所」をご参照ください。

➡113ページ参照

臓器売買等の行為については、移植医療特約(02)「別表2 臓器売買等の行為」をご参照ください。

➡112ページ参照

移植医療特約(02)「別表1 対象となる移植術・骨髄幹細胞採取手術および給付割合表」

特定損傷特約(01)

特約の保険期間中に不慮の事故により骨折、関節脱臼または腱の断裂をされたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
特定損傷給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 不慮の事故 による 特定損傷 (骨折・関節脱臼・腱の断裂)に対し、事故の日から180日以内に 治療 を受けられたとき。	特定損傷給付金額	主契約の 給付金 受取人

➡88ページ参照

不慮の事故については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表3 対象となる不慮の事故」をご参照ください。

➡114ページ参照

特定損傷および治療については、特定損傷特約(01)「別表2 特定損傷」「別表4 治療」をご参照ください。

特定損傷給付金の支払限度について

●特定損傷給付金の支払は、通算10回を限度とします。



- 同一の不慮の事故による特定損傷についての給付金の支払は1回限りとします。
- 筋や靭帯の損傷は特定損傷特約(01)の支払対象ではありません。
- 軟骨(鼻軟骨・肋軟骨・半月板等)は、医学上の骨組織ではないため、その損傷は、約款に定める支払事由の「骨折」には該当しません。
- 「接骨院」「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所での治療は、四肢における骨折または関節脱臼に関する施術に限り、支払対象となります。

2 保険料の払込免除について

要介護状態・高度障害状態・身体障害の状態による保険料の払込免除

被保険者が次のいずれかの状態に該当した場合、主契約〔医療保険(16)、終身医療保険(16)〕および主契約に付加されている特約について、以後の保険料の払込が免除されます。

保険料の払込免除事由	
要介護状態	責任開始期以後の原因によって次のいずれかの状態に該当したことが、保険料払込期間中に医師により診断確定されたとき。 ア. 当社所定の 認知症による要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること。 イ. 当社所定の 寝たきりによる要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること。
高度障害状態	責任開始期以後の原因によって、保険料払込期間中に 高度障害状態 に該当したとき。
身体障害の状態	責任開始期以後の 不慮の事故 によりその日から180日以内、かつ、保険料払込期間中に所定の 身体障害の状態 に該当したとき。



- 対象となる要介護状態、高度障害状態および身体障害の状態は、公的介護保険制度や身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 医療保険(16)・終身医療保険(16)とセットで加入されたセコム損保の「自由診療保険メディコムプラス」については、医療保険(16)・終身医療保険(16)の保険料の払込が免除となった場合でも、保険料の払込は免除されません。

保険料の払込が免除された場合の更新の取扱について

ご契約の保険料の払込が免除された場合、次の保険契約および特約は、保険料を払い込むことなくそれぞれの**更新限度**まで自動的に更新されます。

- 医療保険(16)とそれに付加されている各特約
- 終身医療保険(16)に付加されている先進医療特約(16)および移植医療特約(02)

➡94ページ参照

認知症による要介護状態、寝たきりによる要介護状態については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表12 対象となる要介護状態」をご参照ください。

➡92ページ参照

高度障害状態については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表10 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

➡88ページ参照

不慮の事故については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表3 対象となる不慮の事故」をご参照ください。

➡92ページ参照

身体障害の状態については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表11 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

➡59ページ参照

更新限度については、「ご契約の更新について」をご参照ください。

3 免責事由について

免責事由（給付金をお支払いできない場合、保険料の払込を免除できない場合）

約款に規定されている免責事由（給付金をお支払いできない場合、保険料の払込を免除できない場合）に該当した場合は、給付金の支払事由、保険料の払込免除事由に該当しても、給付金のお支払や保険料の払込免除はできません。免責事由の詳細については、約款をご覧ください。

■ 給付金をお支払いできない場合

給付金	主契約・特約	お支払いできない場合
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院見舞給付金 手術給付金 放射線治療給付金	医療保険(16) 終身医療保険(16)	➡ ①をご覧ください
先進医療給付金	先進医療特約(16)	
移植医療給付金	移植医療特約(02)	
特定損傷給付金	特定損傷特約(01)	

■ 保険料の払込を免除できない場合

保険料の払込免除	主契約	保険料の払込を免除できない場合
要介護状態による保険料の払込免除	医療保険(16) 終身医療保険(16)	➡ ②をご覧ください
高度障害状態による保険料の払込免除		➡ ③をご覧ください
身体障害の状態による保険料の払込免除		➡ ①をご覧ください

① 災害入院給付金・疾病入院給付金・入院見舞給付金・手術給付金・放射線治療給付金・先進医療給付金・移植医療給付金・特定損傷給付金・身体障害の状態による保険料の払込免除の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 給付金受取人の故意または重大な過失によるとき。[身体障害の状態による保険料の払込免除・移植術による保険料の払込免除を除きます。]（注1）
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。[特定損傷給付金・身体障害の状態による保険料の払込免除を除きます。]
- 地震、噴火または津波によるとき。（注2）
- 戦争その他の変乱によるとき。（注2）

（注1）一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の受取人に残額をお支払いします。

（注2）該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、給付金を全額もしくは削減してお支払いし、または保険料の払込を免除します。

② 要介護状態による保険料の払込免除の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。（注）

（注）該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込を免除します。

③ 高度障害状態による保険料の払込免除の免責事由

- 被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 契約者の故意によるとき。
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。（注）

（注）該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込を免除します。



免責事由に該当する場合以外にも、支払事由に該当しない場合や告知義務違反により契約が解除になる場合など、給付金をお支払いできない場合、保険料の払込を免除できない場合があります。あわせて「**給付金をお支払いできない場合**」もご参照ください。

➡41ページ参照

「給付金をお支払いできない場合」

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

定 款

(平成27年7月2日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当社は富国生命保険相互会社という。英文では、FUKOKU MUTUAL LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

(目 的)

第2条 当社は次に掲げる業務を行なうことを目的とする。

- (1) 生命保険業
- (2) 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行なう者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行なうことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行なうことのできる業務
- (4) その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

(事務所の所在地)

第3条 当社は本社を東京都千代田区におき必要の地に従たる事務所を設けることができる。

(機 関)

第4条 当社は、総代会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人
- 2 当社は、前項に定めるもののほか、次の機関をおく。
- (1) 総代候補者選考委員会
 - (2) 評議員会

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 基 金

(基金の総額)

第6条 当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1,160億円とする。

(基金の拠出者の権利)

第7条 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める期日に、基金の償却を行なう。ただし、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行なうことがある。

- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行なう。
- 3 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で計算した基金利息を支払う。

(基金の償却の方法)

第8条 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積立てる。

- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行ない、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第36条の処分において基金償却積立金を積立て、これと同額の基金の償却を行なうことができる。

第3章 社 員

(社員の範囲)

第9条 当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

(社員の責任)

第10条 社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

(社員の権利義務の承継)

第11条 社員は当会社の承諾を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

(退社員の権利)

第12条 退社した社員は当会社に対して保険約款に定められたもののほか、何等の権利を有しない。

第4章 総代会

(総代会の設置)

第13条 当会社には、社員総会に代わるべき機関として総代会をおく。

(総代会の構成、総代の選出)

第14条 総代会は、社員のうちから選挙により選出された総代で構成する。

2 前項の規定にかかわらず、選挙に代えて第22条の総代候補者選考委員会が総代候補者を選定して推薦に関する公告を行ない、各総代候補者に対して社員が信任投票（以下「社員投票」という。）を行なう方法により総代を選出することができる。

3 前2項の選挙または社員投票を行なうときは、選挙期日（前項の場合には投票締切日をいう。）の属する事業年度中の5月末日に社員である者をもって、選挙または社員投票を行なう権利を有する社員とみなす。

4 社員投票において、各総代候補者について信任を可としない投票を行なった社員の数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しないときは公告事項は承認され、候補者は総代として確定する。

5 社員投票において、信任を可としない投票を行なった社員の数社員投票の権利を有する社員の10分の1以上に達した総代候補者があるときは、その員数について改めて本条の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者総数の10分の1以下のときは、この限りではない。

6 前項の選出または第17条第2項の補欠選挙を行なうときは、社員投票を行なう権利を有する社員に関する事項を公告する。

7 総代の選挙に関する細則は総代会の決議により別にこれを定める。

(選挙権または投票権)

第15条 社員は、総代の選出について各々1個の選挙権または投票権を有する。

(総代の任期)

第16条 総代の任期は4年とし、重任を妨げない。ただし、通算8年を限度とする。

2 総代は総代会の決議でこれを解任することができる。ただし、総代の2分の1以上が出席した総代会でその4分の3以上の同意を要する。

(総代の定数)

第17条 総代の定数は120名とする。

2 総代に欠員を生じてても、定数の半数を下回らない間は補欠選挙はこれを行なわない。ただし、必要があるときはこれを行なうことができる。

3 補欠者として選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(定時総代会の開催)

第18条 定時総代会は毎決算期日の翌日より4ヵ月以内にこれを開く。

(総代の議決権)

第19条 総代は、総代会において、各々1個の議決権を有する。

(総代会の議長)

第20条 総代会では社長が議長となる。

2 社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第21条 総代会の決議は、法律またはこの定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の3分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により決する。

2 総代は、他の総代を代理人として、その議決権を行使することができる。

第5章 総代候補者選考委員会

(総代候補者選考委員会)

第22条 総代を推薦の方法により選出する場合は、当会社に総代候補者選考委員会をおく。

2 総代候補者選考委員会は、総代候補者を選定し推薦する。

3 総代候補者選考委員会は、当会社が推薦し総代を選挙すべき年の前々年の定時総代会で選任された総代候補者選考委員

12名以内で構成する。

4 総代候補者選考委員の任期は、当該選挙が終了する時までとする。

第6章 評議員会

(評議員会)

第23条 当会社には経営の適正を期するため評議員会をおく。

- 2 評議員会は、当社が推薦し総代会で選任された評議員12名以内で構成する。ただし、その推薦する評議員には社員のほか学識経験者を加えることができる。
- 3 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。
- 4 評議員会は、当社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から書面で提出された会社経営に関する事項を必要に応じて審議する。
- 5 前項により審議した事項については、次の総代会において報告しなければならない。
- 6 評議員会に関する規則は別にこれを定める。

第7章 取締役および取締役会

(取締役)

第24条 当会社の取締役の員数は15名以内とする。

- 2 取締役は総代会において選任する。
- 3 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

(取締役会)

第25条 取締役会は取締役全員をもって組織する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までにそれぞれ発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- 3 取締役会に関する事項は、法令および本定款の定めるところのほか、取締役会で定める取締役会規則による。
- 4 当会社は取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役、役付取締役等)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。
- 3 取締役会は、その決議によって相談役若干名をおくことができる。

(業務執行取締役等以外の取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総代会の決議によって定める。

第8章 監査役および監査役会

(監査役)

第29条 当会社の監査役の員数は5名以内とする。

- 2 監査役は総代会において選任する。
- 3 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 5 監査役は取締役会に出席し、必要と認めたときは意見を述べなければならない。

(監査役会)

第30条 監査役会は監査役全員をもって組織する。

- 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- 3 監査役会に関する事項は、法令および本定款の定めるところのほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役との責任限定契約)

第32条 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、総代会の決議によって定める。

第9章 計 算

(決算期日)

第34条 当社の決算期日は毎年3月末日とする。

(損失填補準備金)

第35条 当社は、損失填補準備金を1,160億円まで積立てるものとする。

(剰余金の処分)

第36条 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失填補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積立て、その残額を別途準備金、その他の任意積立金、次期への繰越金に処分することができる。

2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積立てる金額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。

(社員配当金)

第37条 社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。

(次年度繰越)

第38条 前条により配当すべき社員配当準備金は、総代会の決議によりその全部または一部を次期へ繰越することができる。

(損失填補の順序)

第39条 決算において不足を生じたときは、別途準備金、その他の任意積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、基金償却準備金、損失填補準備金、基金償却積立金の順序でこれを填補する。

第10章 雑 則

(定款変更)

第40条 この定款の変更は、総代の2分の1以上が出席した総代会において、出席した総代の議決権の4分の3以上の多数により決する。

附 則

(平成23年7月5日付改正に関する経過措置)

第1条 第1号の経過措置を設け、第2号に定める時をもって本条の規定を削除する。

- (1) 平成23年度の基金の拠出者について、第7条第1項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から5年以内とする。
- (2) 平成23年度に募集した基金の全額が償却された時。

(平成26年7月2日付改正に関する経過措置)

第2条 第1号の経過措置を設け、第2号に定める時をもって本条の規定を削除する。

- (1) 平成26年度の基金の拠出者について、第7条第1項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から5年以内とする。
- (2) 平成26年度に募集した基金の全額が償却された時。

(平成26年7月2日付改正に関する経過措置)

第3条 第1号および第2号の経過措置を設け、第3号に定める時をもって本条の規定を削除する。

- (1) 第6条に定める基金の総額のうち、1,060億円を超える額については、平成27年3月31日までの当社の決定した日を払込期日とする基金の募集を当社が行なった場合に、その払込期日に効力が生じるものとする。
- (2) 経済情勢の変化その他やむを得ない事情により、前号に定める払込期日までに払込みのあった基金の額と1,060億円の合計額が1,160億円に満たない場合には、第6条に定める基金の総額および第35条に定める損失填補準備金の積立限度額は、その払込期日から平成26年7月2日以降最初に開催される総代会の開催日までに限り当該合計額に変更されるものとし、当該開催日以降の基金の総額および損失填補準備金の積立限度額は、当該総代会において決定する。
- (3) 前号の総代会の終結の時。

約款の抜粋

約款のうち、給付金の支払いに関わる主な別表などを抜粋して記載しています。

医療保険(16)・終身医療保険(16).....	88
生活習慣病特約(16).....	100
女性疾病特約(16).....	103
がん特約(16).....	108
先進医療特約(16).....	111
移植医療特約(02).....	112
特定損傷特約(01).....	114
指定代理請求特約.....	115

約款の全文は、当社ホームページから閲覧することができます。
詳しくは、「Web約款について」(119ページ)をご覧ください。

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫^{ねんそく}または打撲^{うちく}に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金または放射線治療給付金の支払については、患者を入院させるための施設を有しない診療所で手術または放射線治療を受けた場合、その診療所を含みます。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表1に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「急激」、「偶発」および「外来」の定義は表(1)によるものとします。ただし、表(2)の事故は対象となる不慮の事故から除外します。

表(1) 急激、偶発および外来の定義

	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

（備考）急激かつ偶発的な外来の事故に該当する例、該当しない例は次のとおりです。

該当する例	該当しない例
<p>次のような事故は、表(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病におけるその原因 ・乗物酔いにおけるその原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表(2) 除外する事故

① 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
② 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
③ 疾病による呼吸障害、 ^{えんげ} 嚔下障害、精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または ^{えんげ} 嚔下による ^{へい} 気道閉塞または窒息
④ 気象条件による過度の高温による事故（日射病・熱射病などの原因となったものをいいます。）
⑤ 次の症状の原因となった事故 ア. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など イ. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の ^{しよくじ} 化学物質による接触皮膚炎 ウ. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、 ^{しよくじ} 食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表5 手術

1. 手術給付金の対象となる手術

対象となる手術は、次の(1)または(2)に該当する手術とします。

(1) 別表7に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 ^{【備考1】} （以下この別表5において「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{【備考2】} 。ただし、次に定めるものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 カ. 鼻腔粘膜 ^{しよくじやく} 焼灼術（下甲介粘膜 ^{かこうかい} 焼灼術 ^{しよくじ} を含みます。）
(2) 別表8に定める先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。 ア. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術 イ. 前(1)のアからカまでに該当するもの なお、「診断および検査を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」は、手術給付金の対象となる手術には含まれません。

2. 一連の手術

「一連の手術」とは、前1. に該当する手術のうち、医科診療報酬点数表^{【備考1】}において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

別表5 備考

【備考1】 医科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

別表7に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表^{【備考3】}に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表^{【備考1】}においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まないものとします。

【備考3】 歯科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 放射線治療

放射線治療給付金の対象となる放射線治療は、次の(1)または(2)に該当する診療行為とします。

(1) 別表7に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表^{【備考1】}に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為^{【備考2】}

(2) 別表8に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為

別表6 備考

【備考1】 医科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

別表7に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表^{【備考3】}に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表^{【備考1】}においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療以外は含まないものとします。

【備考3】 歯科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表7 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表8 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。）をいいます。

別表9 対象となる生活習慣病

対象となる生活習慣病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
がん (悪性 新生物)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09	
ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌（D01）」中の「肛門および肛門管（D01.3）」、「子宮頸（部）の上皮内癌（D06）」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）」中の「外陰部（D07.1）」および「膣（D07.2）」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。		
性状不詳または不明の新生物（D37～D48）のうち、		
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の、		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性（出血性）血小板血症	D47.3	
血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）のうち、		
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の、		
ランゲルハンス＜Langerhans＞細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0	
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
	動脈、細動脈および毛細血管の疾患（I70～I79）のうち、	
	大動脈瘤および乖離	I71
	循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）のうち、	
循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の、		
心（臓）切開後症候群	I97.0	
心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1	
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15

脳血管疾患	脳血管疾患 挿間性および発作性障害（G40～G47）のうち、 一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の、 椎骨脳底動脈症候群 頸動脈症候群（半球性） 多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 一過性全健忘 その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 一過性脳虚血発作、詳細不明	I 60～I 69 G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9
肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B 15～B 19 K 70～K 77
腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全	N00～N08 N10～N16 N17～N19
膵疾患	胆のう<嚢>、胆管および膵の障害（K 80～K 87）のうち、 急性膵炎 その他の膵疾患	K 85 K 86

別表10 対象となる高度障害状態

対象となる「高度障害状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】
(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの【備考2】
(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【備考4】
(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの【備考6】

別表11 対象となる身体障害の状態

対象となる「身体障害の状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

(1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】
(2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】
(3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの【備考5】
(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの【備考6】
(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの【備考6】
(6) 1肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考6】
(7) 1手の手指のうち第1指（母指）および第2指（示指）を含む4手指以上を失ったもの【備考7】
(8) 両手とも、第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考7】
(9) 10足指を失ったもの【備考8】

【備考1】 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

【備考2】 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ア. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - イ. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ウ. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

【備考3】 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

【備考4】 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【備考5】 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

【備考6】 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

【備考7】 手指の障害

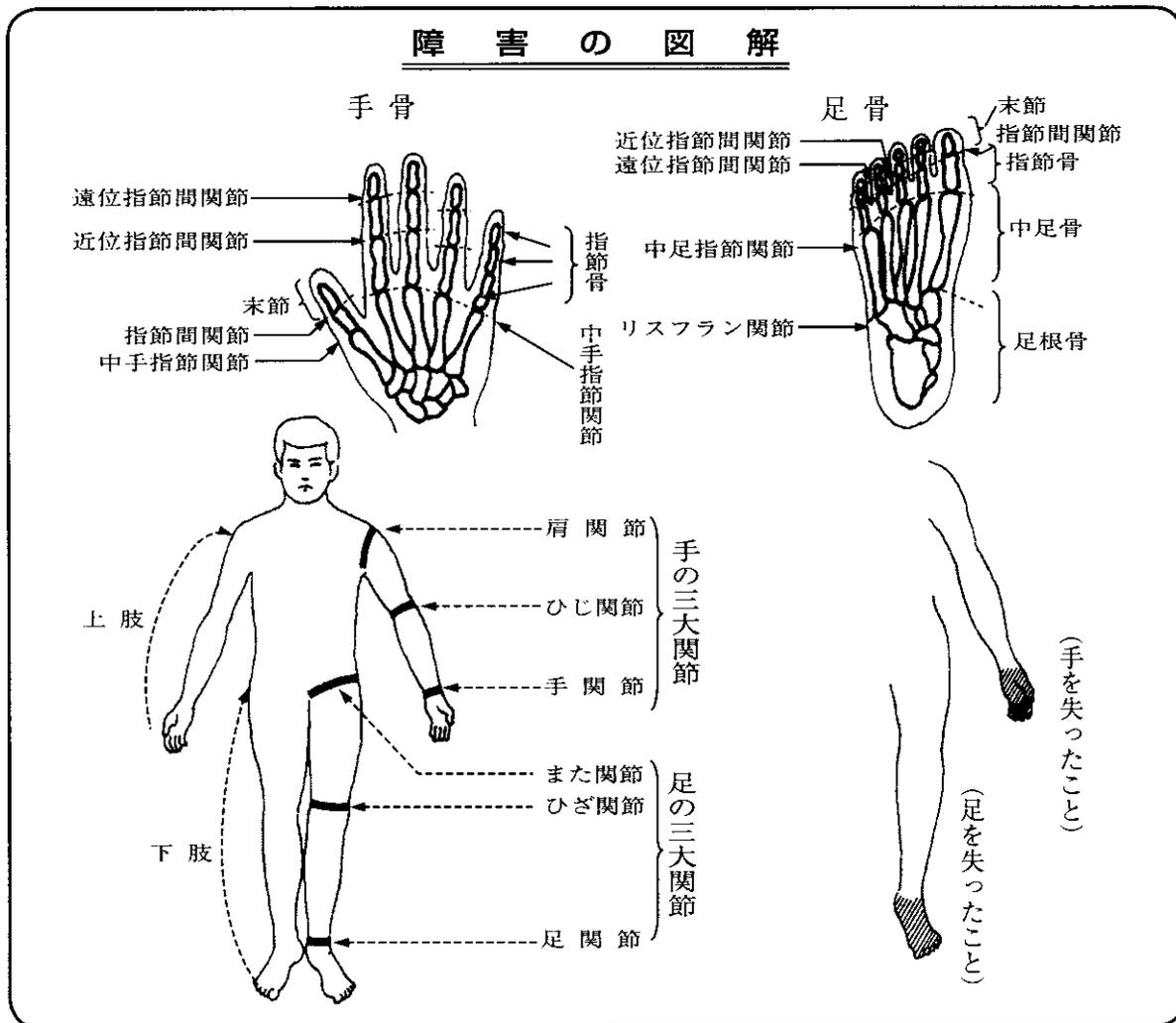
- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節、もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

【備考8】 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

※障害の図解

身体部位の名称は次のとおりとします。



別表12 対象となる要介護状態

1. 認知症による要介護状態

認知症による要介護状態とは、医師の資格をもつ者により器質性認知症^{【備考1】}と診断確定され、意識障害^{【備考2】}のない状態において見当識障害^{【備考3】}があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。ただし、見当識障害は、「器質性認知症」の診断確定を行なった医師によって診断されることを要します。

2. 寝たきりによる要介護状態

寝たきりによる要介護状態とは、常時寝たきり状態で、次の各号のすべてに該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。
- (2) 次の①から④のうち2項目以上に該当すること。
 - ① 衣服の着脱が自分ではできない。
 - ② 入浴が自分ではできない。
 - ③ 食物の摂取が自分ではできない。
 - ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

別表12 備考

【備考1】器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定され」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを診断確定さ

れた場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること。
- ② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

【備考2】意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

【備考3】見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害
：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表13 請求書類【医療保険(16)】

	項目	必要書類
1	災害入院給付金の支払 (第2条) 入院見舞給付金の支払 (災害入院給付金が支払 われる場合) (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (6) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (7) 保険証券
2	疾病入院給付金の支払 (第2条) 入院見舞給付金の支払 (疾病入院給付金が支払 われる場合) (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	手術給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	放射線治療給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	保険料の払込免除 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類(第1項第3号による請求の場合に限ります。) (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 保険証券
6	被保険者の死亡 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡 診断書または死体検案書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 契約者の印鑑登録証明書(死亡時払戻金受取人がいるときは、死亡時払戻金受取人 の戸籍抄本および印鑑登録証明書) (5) 保険証券
7	保険契約の復活 (第21条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社の定めた書式による告知書。ただし、会社が必要と認めたときは、会社の指定 した医師の診断書
8	社員配当金の支払 (第24条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

9	給付金受取人による保険契約の存続 (第26条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 給付金受取人が第26条第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 給付金受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 給付金受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
10	払戻金の支払 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
11	保険料払込方法の変更 (第28条)	(1) 会社所定の請求書
12	保険期間の短縮 (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
13	保険料払込期間の短縮 (第30条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
14	入院給付金日額の減額 (第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
15	契約者の変更 (第32条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
16	給付金受取人の変更 (第33条) 死亡時払戻金受取人の変更 (第44条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
17	遺言による給付金受取人の変更 (第34条) 遺言による死亡時払戻金受取人の変更 (第44条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。		

別表13 請求書類【終身医療保険(16)】

	項目	必要書類
1	災害入院給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (6) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (7) 保険証券
2	疾病入院給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	手術給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	放射線治療給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	保険料の払込免除 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類(第1項第3号による請求の場合に限ります。) (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 保険証券
6	被保険者の死亡 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 契約者の印鑑登録証明書(死亡時払戻金受取人がいるときは、死亡時払戻金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書) (5) 保険証券
7	保険契約の復活 (第21条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社の定めた書式による告知書。ただし、会社が必要と認めるときは、会社の指定した医師の診断書
8	社員配当金の支払 (第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

9	給付金受取人による保険契約の存続 (第24条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 給付金受取人が第24条第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 給付金受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 給付金受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
10	保険料払込方法の変更 (第26条)	(1) 会社所定の請求書
11	入院給付金日額の減額 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
12	契約者の変更 (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
13	給付金受取人の変更 (第29条) 死亡時払戻金受取人の変更 (第39条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
14	遺言による給付金受取人の変更 (第30条) 遺言による死亡時払戻金受取人の変更 (第39条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。		

別表1 対象となる生活習慣病

この特約の対象となる生活習慣病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
がん (悪性 新生物)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09	
ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌(D01)」中の「肛門および肛門管(D01.3)」、「子宮頸(部)の上皮内癌(D06)」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)」中の「外陰部(D07.1)」および「膣(D07.2)」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。		
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)のうち、		
真正赤血球増加症<多血症>	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の、		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)のうち、		
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の、		
ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0	
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
	動脈、細動脈および毛細血管の疾患(I70～I79)のうち、	
	大動脈瘤および乖離	I71
	循環器系のその他および詳細不明の障害(I95～I99)のうち、	
循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の、		
心(臓)切開後症候群	I97.0	
心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1	

高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	脳血管疾患 挿間性および発作性障害（G40～G47）のうち、 一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の、 椎骨脳底動脈症候群 頸動脈症候群（半球性） 多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 一過性全健忘 その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 一過性脳虚血発作、詳細不明	I 60～I 69 G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9
肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B 15～B 19 K 70～K 77
腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全	N00～N08 N10～N16 N17～N19
膵疾患	胆のう<囊>、胆管および膵の障害（K80～K87）のうち、 急性膵炎 その他の膵疾患	K 85 K 86

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。ただし、生活習慣病手術給付金、生活習慣病放射線治療給付金または生活習慣病退院後療養給付金の支払については、患者を入院させるための施設を有しない診療所で、手術もしくは放射線治療を受けた場合または通院をした場合、その診療所を含みます。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表8 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表9 請求書類

	項目	必要書類
1	生活習慣病入院給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券

2	生活習慣病手術給付金の 支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	生活習慣病放射線治療給 付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	生活習慣病退院後療養給 付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
6	生活習慣病入院給付金日 額の減額 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。		

別表1 対象となる女性疾病

この特約の対象となる女性疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード	
			左記のうち、対象とならないもの
がん (悪性 新生物)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14	
	消化器の悪性新生物	C15～C26	
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39	
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41	
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44	
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49	
	乳房の悪性新生物	C50	
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58	
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68	
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72	
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75	
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96	
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
	上皮内新生物	D00～D09	D07.4、D07.5、 D07.6
	ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌(D01)」中の「肛門および肛門管(D01.3)」、「子宮頸(部)の上皮内癌(D06)」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)」中の「外陰部(D07.1)」および「膣(D07.2)」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。		
	性状不詳または不明の新生物(D37～D48)のうち、		
	真正赤血球増加症<多血症>	D45	
	骨髄異形成症候群	D46	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の、		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1		
本態性(出血性)血小板血症	D47.3		
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)のうち、			
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の、			
ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0		

<p>新生物</p>	<p>上皮内新生物（D00～D09）のうち、次に該当するもの。ただし、いずれも異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものに限ります。</p> <p>子宮頸（部）の上皮内癌 その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の、 外陰部 膣</p> <p>良性新生物（D10～D36）のうち、 乳房の良性新生物 子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物 卵巣の良性新生物 その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 甲状腺の良性新生物</p> <p>性状不詳または不明の新生物（D37～D48）のうち、 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 内分泌腺の性状不詳または不明の新生物（D44）中の、 甲状腺 その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の、 乳房</p>	<p>D06 D07.1 D07.2 D24 D25 D26 D27 D28 D34 D39 D44.0 D48.6</p>	
<p>甲状腺の障害 および その他の 内分泌腺 の疾患</p>	<p>甲状腺障害（E00～E07）のうち、 ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 その他の甲状腺機能低下症 その他の非中毒性甲状腺腫 甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕 甲状腺炎 その他の甲状腺障害</p> <p>その他の内分泌腺障害（E20～E35）のうち、 クッシング症候群 卵巣機能障害</p> <p>代謝障害（E70～E90）のうち、 治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の、 治療後甲状腺機能低下症 治療後卵巣機能不全（症）</p>	<p>E01 E02 E03 E04 E05 E06 E07 E24 E28 E89.0 E89.4</p>	<p>E03.0、E03.1</p>
<p>血液 および 造血器 の疾患</p>	<p>栄養性貧血 溶血性貧血（D55～D59）のうち、 後天性溶血性貧血 無形成性貧血およびその他の貧血 凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65～D69）のうち、 紫斑病およびその他の出血性病態</p>	<p>D50～D53 D59 D60～D64 D69</p>	<p>D69.8、D69.9</p>
<p>生殖系 の疾患</p>	<p>乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害</p>	<p>N60～N64 N70～N77 N80～N98</p>	

<p>妊娠、分娩 および産褥 の合併症</p>	<p>流産に終わった妊娠 妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿 および高血圧性障害 主として妊娠に関連するその他の母体障害 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問 題 分娩の合併症 分娩（O80～O84）のうち、 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 帝王切開による単胎分娩 その他の介助単胎分娩 多胎分娩 主として産じょく＜褥＞に関連する合併症 その他の産科的病態、他に分類されないもの その他の細菌性疾患（A30～A49）のうち、 産科的破傷風</p>	<p>O00～O08 O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O81 O82 O83 O84 O85～O92 O94～O99 A34</p>	
<p>筋骨格系 および 結合組織 の疾患</p>	<p>炎症性多発性関節障害（M05～M14）のうち、 血清反応陽性関節リウマチ その他の関節リウマチ 若年性関節炎 他に分類される疾患における若年性関節炎 その他の明示された関節障害（M12）中の、 リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー病〕 全身性結合組織障害（M30～M36）のうち、 その他のえ＜壊＞死性血管障害（M31）中の、 大動脈弓症候群〔高安病〕 全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜SLE＞ 皮膚（多発性）筋炎 全身性硬化症 その他の全身性結合組織疾患（M35）中の、 乾燥症候群〔シェーグレン症候群〕 その他の重複症候群 リウマチ性多発筋痛症 その他の明示された全身性結合組織疾患 全身性結合組織疾患、詳細不明</p>	<p>M05 M06 M08 M09 M12.0 M31.4 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.3 M35.8 M35.9</p>	

別表2 対象となる特定女性疾病

この特約の対象となる特定女性疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

特定女性 疾病 の種類	分類項目	基本分類コード	
			左記のうち、 対象とならない もの
がん (悪性 新生物)	乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 上皮内新生物(D00～D09)のうち、 乳房の上皮内癌 子宮頸(部)の上皮内癌 ただし、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを 除きます。 その他および部位不明の生殖器の上皮内癌 ただし、「外陰部(D07.1)」および「膣(D07.2)」については、 異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。	C50 C51～C58 D05 D06 D07	D07.4、D07.5、 D07.6
新生物	上皮内新生物(D00～D09)のうち、次に該当するもの。ただし、い ずれも異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものに限りま す。 子宮頸(部)の上皮内癌 その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の、 外陰部 膣 良性新生物(D10～D36)のうち、 乳房の良性新生物 子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物 卵巣の良性新生物 その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 性状不詳または不明の新生物(D37～D48)のうち、 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の、 乳房	D06 D07.1 D07.2 D24 D25 D26 D27 D28 D39 D48.6	
その他の 内分泌腺 の疾患	その他の内分泌腺障害(E20～E35)のうち、 卵巣機能障害 代謝障害(E70～E90)のうち、 治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の、 治療後卵巣機能不全(症)	E28 E89.4	
生殖系 の疾患	乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害	N60～N64 N70～N77 N80～N98	

別表9 請求書類

	項目	必要書類
1	女性疾病入院給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	女性疾病手術給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	女性疾病放射線治療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	特定女性疾病入院一時給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	出産給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の子の戸籍抄本 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
6	満了時給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
7	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
8	女性疾病入院給付金日額の減額 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。		

別表1 対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中

この特約の対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中とは表(1)によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表(2)の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表(1) がん、急性心筋梗塞および脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
がん (悪性新生物)	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 ア. 典型的な胸部痛の病歴 イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表(2) がん、急性心筋梗塞および脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
がん (悪性 新生物)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09	
ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌(D01)」中の「肛門および肛門管(D01.3)」、「子宮頸(部)の上皮内癌(D06)」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)」中の「外陰部(D07.1)」および「膺(D07.2)」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。		
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)のうち、		
真正赤血球増加症<多血症>	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の、		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
血液および造血管のその他の疾患(D70～D77)のうち、		
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の、		
ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0	
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I21 I22
脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I60 I61 I63

約款の抜粋

別表8 請求書類

	項目	必要書類
1	がん入院給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券

2	がん手術給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	がん放射線治療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	がん治療給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	急性心筋梗塞治療給付金の支払 脳卒中治療給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (第4条第1項第2号アまたは第3号アによる請求の場合) (4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (第4条第1項第2号イまたは第3号イによる請求の場合) (5) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (6) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (7) 保険証券
6	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
7	がん入院給付金日額の減額 (第18条) 特別給付金額の減額 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。		

別表1 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表2 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。）をいいます。

別表3 先進医療の技術に係る費用

先進医療の技術に係る費用とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。

別表6 請求書類

	項目	必要書類
1	先進医療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表1 対象となる移植術・骨髄幹細胞採取手術および給付割合表

1. 移植術

この特約の給付金の支払対象となる移植術とは、臓器および組織の機能に障害がある者に対し臓器および組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器および組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術、肺移植術、肝臓移植術、膵臓移植術、小腸移植術、腎臓移植術および骨髄移植術（造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限ります。）とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植および人工臓器による移植術は、この特約の給付金の支払対象とはなりません。また、自家移植および再移植については、次の(1)および(2)の場合のみ支払対象となるものとします。

(1) 自家移植

骨髄移植術における自家移植

(2) 再移植

腎臓移植術または骨髄移植術において、責任開始期以後に初めて当該移植術を受けこの特約の給付金が支払われることとなった後、同一の臓器または組織について受けた再移植

2. 骨髄幹細胞採取手術

この特約の給付金の支払対象となる骨髄幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞の採取手術をいいます。ただし、その骨髄幹細胞の移植が自家移植の場合を除きます。

3. 給付割合表

各移植術および骨髄幹細胞採取手術に対する給付割合は、次のとおりとします。

給付の対象		給付割合
移植術	心臓移植術	100%
	肺移植術	100%
	肝臓移植術	100%
	膵臓移植術	100%
	小腸移植術	100%
	腎臓移植術	30%（2回目以降の支払は10%）
	骨髄移植術	30%（2回目以降の支払は10%）
骨髄幹細胞採取手術		3%

別表1 備考

1. 「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器または組織を使用する移植術をいいます。
2. 「人工臓器」とは、臓器または組織の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。
3. 「自家移植」とは、臓器または組織の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。
4. 「再移植」とは、すでに受けたことのある移植術と同じ種類の移植術を、再度受けることをいいます。
5. 「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含み、固形腫瘍に対する抗がん剤療法および放射線療法に伴う骨髄移植は含みません。
6. 「心臓移植術」には、心臓弁の移植は含みません。
7. 「膵臓移植術」には、膵島移植は含みません。

別表2 臓器売買等の行為

この特約において「臓器売買等の行為」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
2. 移植術に使用されるための臓器または組織の提供を受けることもしくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
3. 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのアッセンをすることもしくはアッセンをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
4. 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのアッセンを受けることもしくはアッセンを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
5. 臓器または組織が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器または組織を摘出しもしくは移植術に使用すること。

別表2 備考

第1項から第4項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器および組織を提供することもしくはその提供を受けることまたはそれらのアッセンをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれません。

別表3 請求書類

	項目	必要書類
1	移植医療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書および治療証明書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
3	特約基本保険金額の減額 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表2 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

1. 骨折
2. 関節脱臼
3. 腱の断裂

別表2 備考

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

別表5 請求書類

	項目	必要書類
1	特定損傷給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	特定損傷給付金額の減額 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。

別表 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険金等の指定代理請求 (第3条)	(1) 主約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑登録証明書 (4) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (指定代理請求人が主契約の被保険者と生計を一にしていることを証する必要がある場合)
2	指定代理請求人の指定、指定の 撤回 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 主契約の被保険者の同意書 (4) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

MEMO



お問い合わせやご相談にご利用ください

(本社・支社の所在地)

生命保険に関するお手続きやお問い合わせにつきましては

フコク生命 お客さまセンター  **0120-259-817**

[受付時間 平日 9:00~17:00 (12/30~1/3を除く)]

■本 社	お客さま窓口 (本社ビル)	〒100-0011	東京都千代田区内幸町2-2-2	☎03-3508-1101 (大代表)
	お客さま窓口 (大阪富国生命ビル4F)	〒530-0018	大阪府大阪市北区小松原町2-4	☎0120-259-817 (お客さまセンター)
■千葉ニュータウン本社		〒270-1352	千葉県印西市大塚2-10	☎0476-47-5111 (代表)
●支 社				
旭川支社	〒070-0034 旭川市4条通10-2234-1	☎0166-26-2468		
札幌支社	〒060-0034 札幌市中央区北4条東1-2-3	☎011-221-1373		
函館支社	〒040-0001 函館市五稜郭町33-1	☎0138-53-5570		
帯広支社	〒080-0010 帯広市大通南10-8	☎0155-23-4738		
北見支社	〒090-0045 北見市北5条西1-2	☎0157-24-8111		
青森支社	〒030-0861 青森市長島2-10-3	☎017-776-2194		
盛岡支社	〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通15-19	☎019-623-5345		
仙台支社	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-2-1	☎022-222-0718		
秋田支社	〒010-0001 秋田市中通2-2-21	☎018-832-2076		
山形支社	〒990-0043 山形市本町2-1-2	☎023-631-3583		
福島支社	〒963-8877 郡山市堂前町6-7	☎024-932-2888		
水戸支社	〒310-0026 水戸市泉町1-1-4	☎029-221-2384		
宇都宮支社	〒320-0811 宇都宮市大通り1-2-11	☎028-622-0614		
前橋支社	〒371-0023 前橋市本町2-15-10	☎027-224-3783		
埼玉支社	〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75	☎048-641-0761		
千葉支社	〒260-0031 千葉市中央区新千葉1-4-3	☎043-441-7575		
横浜支社	〒231-0011 横浜市中区太田町6-87	☎045-641-5851		
京浜支社	〒210-0014 川崎市川崎区貝塚1-1-3	☎044-245-1161		
湘南支社	〒251-0025 藤沢市鵜沼石上2-5-2	☎0466-26-5611		
甲府支社	〒400-0031 甲府市丸の内1-16-14	☎055-235-7281		
東京支社	〒103-0027 中央区日本橋2-3-4 (日本橋プラザビル)	☎03-3277-3100		
新宿支社	〒160-8368 新宿区西新宿1-23-7 (新宿ファーストウエストビル)	☎03-5323-5580		
東京東支社	〒120-0034 足立区千住3-98-2 (千住ミルディスII 番館)	☎03-3870-8011		
池袋支社	〒170-0013 豊島区東池袋3-4-3 (NBF池袋イースト)	☎03-3984-2684		
東京湾岸支社	〒135-0016 江東区東陽3-23-21 (プレミア東陽町ビル)	☎03-5632-6720		
立川支社	〒190-0012 立川市曙町2-8-18 (東京建物ファール立川ビル)	☎042-526-5300		
町田支社	〒194-0021 町田市中町1-1-16 (東京建物町田ビルディング)	☎042-726-1720		
新潟支社	〒951-8125 新潟市中央区学校裏町31-1	☎025-222-4166		

富山支社
〒930-0004 富山市桜橋通り6-13 ☎076-432-2750

金沢支社
〒920-0853 金沢市本町2-11-7 ☎076-263-8851

福井支社
〒910-0018 福井市田原1-1-20 ☎0776-24-2322

松本支社
〒390-0874 松本市大手2-3-18 ☎0263-32-1963

岐阜支社
〒500-8842 岐阜市金町8-1(フロンティア丸杉ビル)
☎058-264-4108

静岡支社
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 ☎054-255-3331

浜松支社
〒430-0935 浜松市中区伝馬町311-14(浜松てんまビル)
☎053-454-9466

名古屋支社
〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-16-15 ☎052-231-8791

三重支社
〒514-0028 津市東丸之内22-14 ☎059-226-1966

大津支社
〒520-0047 大津市浜大津2-1-36 ☎077-522-0083

京都支社
〒600-8008 京都市下京区四条通東洞院角長刀鉾町33
☎075-221-7231

大阪北支社
〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-25(ハービスO S A K A オフィスタワー)
☎06-6343-9333

大阪南支社
〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-38(近鉄新難波ビル)
☎06-6649-8153

神戸支社
〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-30 ☎078-261-0445

奈良支社
〒630-8224 奈良市角振町6-1 ☎0742-21-7080

和歌山支社
〒640-8106 和歌山市三木町中ノ丁15 ☎073-431-3291

鳥取支社
〒680-0846 鳥取市扇町7 ☎0857-23-2041

松江支社
〒690-0843 松江市末次本町11 ☎0852-21-4063

岡山支社
〒700-0822 岡山市北区表町1-6-20 ☎086-225-2571

広島支社
〒730-0036 広島市中区袋町4-21 ☎082-247-2590

山口支社
〒747-0035 防府市栄町1-5-1(ルルサス防府) ☎0835-22-4875

徳島支社
〒770-0847 徳島市幸町1-44 ☎088-623-0211

高松支社
〒760-0027 高松市紺屋町2-6 ☎087-851-2062

松山支社
〒790-0011 松山市千舟町4-6-1 ☎089-921-6893

高知支社
〒780-0870 高知市本町4-1-8 ☎088-873-2111

北九州支社
〒802-0018 北九州市小倉北区中津口1-1-8 ☎093-551-0412

福岡支社
〒812-0025 福岡市博多区店屋町8-30 ☎092-291-4151

佐賀支社
〒840-0832 佐賀市堀川町1-14 ☎0952-24-6291

長崎支社
〒850-0056 長崎市恵美須町2-3 ☎095-822-3444

熊本支社
〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 ☎096-354-9090

大分支社
〒870-0034 大分市都町1-1-21 ☎097-532-3729

宮崎支社
〒880-0806 宮崎市広島1-18-12 ☎0985-24-2603

鹿児島支社
〒892-0847 鹿児島市西千石町11-25 ☎099-226-8555

沖縄支社
〒900-0015 那覇市久茂地2-8-1(JEI那覇ビル) ☎098-866-1047

(上記の住所、電話番号は平成28年11月現在のものです。)

『Web約款』について

- 『Web約款』では、約款（普通保険約款・特約）の全文を閲覧することができます。
- このページでは、「Web約款閲覧コード」を使用した閲覧方法について説明します。

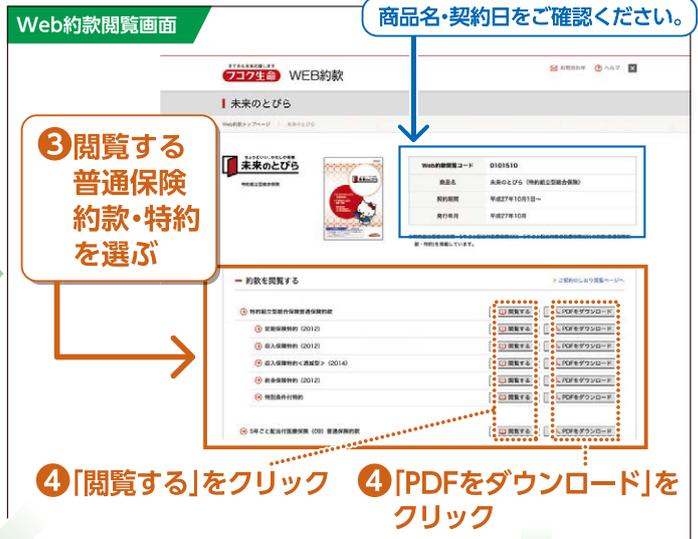


Web約款閲覧
トップページに移動します。

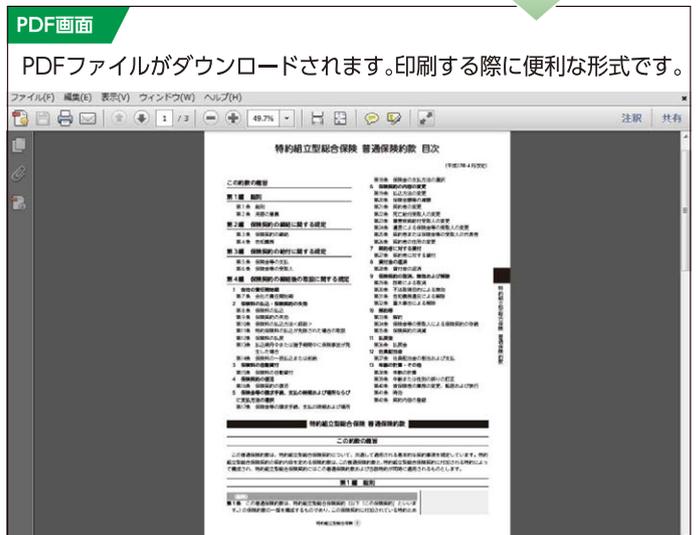
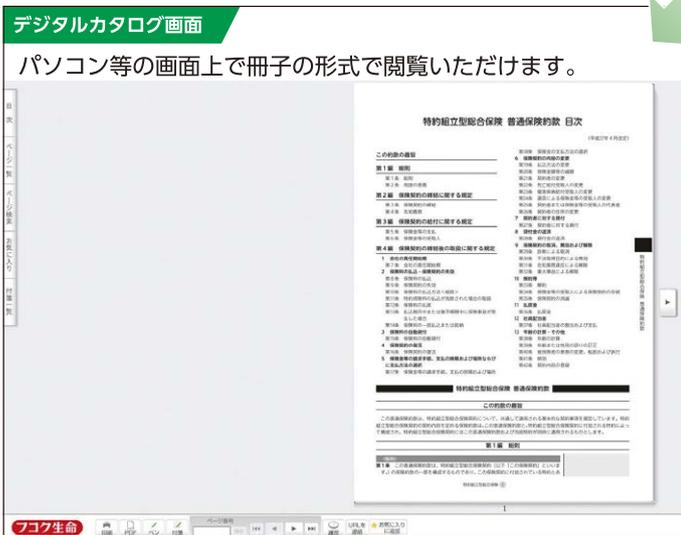


該当のWeb約款
閲覧画面に移動します。

- Web約款閲覧コードは、本冊子の表紙およびご契約の成立後にお送りする保険証券に記載しております。
- Web約款の閲覧にあたっては、「Web約款閲覧コード」から検索する方法のほか、「商品名・契約日」から検索する方法があります。
- 当社のホームページにアクセスするには、「フコク生命」で検索またはアドレス (http://www.fukoku-life.co.jp) を入力してください。
- 画面はイメージです。今後予告なく変更することがあります。



選択した普通保険約款・特約の画面へ移動します。



説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、「保険設計書(契約概要)」とあわせて内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に

● 告知義務について	10
● クーリング・オフ制度(申込の撤回・ご契約の解除)について	13
● 保険会社の責任開始期について	15
● 保険料の払込方法について	28
● 保険料払込の猶予期間とご契約の失効について	31
● ご契約の復活について	34
● 給付金をお支払いできない場合	41
● 解約と払戻金について	49

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、説明の中で分かりにくい点がございましたらお客さまセンターまでお問い合わせください。

なお、この冊子は、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2
フコク生命のホームページ <http://www.fukoku-life.co.jp>

生命保険に関するお手続きやお問い合わせにつきましては
フコク生命 お客さまセンター

0120-259-817

受付時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)
最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に掲載しております。

担当者